

平成24年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成24年6月14日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 矢野 隆行	2 番 梶山 幾世
3 番 井狩 辰也	4 番 市木 一郎
5 番 高橋 繁夫	6 番 奥村 治男
7 番 中島 一雄	8 番 丸山 敬二
9 番 西本 俊吉	10 番 坂口 哲哉
11 番 立入三千男	12 番 太田 健一
13 番 野並 享子	14 番 小菅 六雄
15 番 田中 孝嗣	16 番 三和 郁子
17 番 鈴木 市朗	18 番 内田 聡史
19 番 田中 良隆	20 番 河野 司

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	富田 久和	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教育部長	新庄 敏雄
教育委員会政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総務部次長	田中 利昭	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第39号から議第51号まで  
(専決処分につき承認を求めることについて(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第8号))他12件)  
質疑
- 第4 議第39号から議第43号まで  
(専決処分につき承認を求めることについて(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第8号))他12件)  
討論、採決
- 第5 議第44号から議第51号まで  
(平成24年度野洲市一般会計補正予算(第1号)他7件)  
委員会付託
- 第6 請願第2号  
(野洲市議会議員定数の削減に関する請願書)  
委員会付託
- 第7 議第52号から議第55号まで  
(工事請負契約について((仮称)総合防災センター・東消防署新築(建築主体)工事)他3件)  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第8 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長(田中良隆君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（田中良隆君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配布いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、6月7日と同様であり、配布を省略いたしましたので了承願います。

（日程第2）

○議長（田中良隆君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第2番、梶山幾世君、第3番、井狩辰也君を指名いたします。

（日程第3）

○議長（田中良隆君） 日程第3、議第39号から議第51号まで、先決処分につき承認を求めることについて（平成23年度野洲市一般会計補正予算（第8号））ほか12件を一括議題とします。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） おはようございます。議第45号野洲市住民投票条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。

平成19年6月野洲市まちづくり基本条例が可決され、10月1日に施行されました。この条例の規定に基づき、平成21年12月22日に野洲市住民投票条例は可決されました。付則により、条例は公布の日から起算して3年を超えない範囲において規則で定める日から施行するというので条例はつくられましたが、現在においても投票者資格名簿は作成されていません。この3年以内というのが、ことしの12月21日です。今回の条例改正で6年以内に延期するというようになっており、さらに3年引き延ばすことになっています。議案説明で、住民投票条例に基づいて請求されたならば、その時点で実施できるようにすると答弁をされました。その点について質問をいたします。

第1点目、本来条例が可決されたら実施できなければならず、付則により3年、6年も施行できないような条例は、野洲市の条例の中でこの条例だけではないかと考えますが、なぜさらに3年も引き延ばすのか、見解を求めたいと思います。

第2点目、選挙管理委員会は毎年9月1日の時点で投票資格者名簿を作成するということになっています。そして、登録されている総数の4分の1及び50分の1の数を告知し

なければならないことになっています。登録されている総数が不明であり、投票資格者も不明な状況では、住民投票を実施しようにも要件を満たしていません。議案説明で、請求されれば実施できるようにすると言われましたが、どのような形で実施できるのか、説明を求めたいと思います。

3つ目、野洲市まちづくり基本条例がつくられるとき、多くの方々が熱心に議論し、市民、市議会、市の役割や行動を明記しました。第22条において住民投票の実施の規定に基づき住民投票条例がつくられ、12条の議会の役割の規定に基づき議会基本条例がつくられ、今も脈々とつながっています。いまだに、まちづくり基本条例がうたわれた内容がたなごらしになり、さらに先送りする行為というのは、第13条の市長及び市の役割を果たしていないのではないのでしょうか、見解を求めます。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。野洲市住民投票条例の一部を改正する条例についての野並議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の住民投票条例につきましては、平成21年12月に議会で議決をいただき、同年12月22日に公布をいたしました。その施行に当たりましては、国の動きとして、外国人登録制度の廃止に伴う住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月以内に施行されること、また、日本国憲法の改正手続に関する法律、いわゆる国民投票制度が平成22年5月には施行し、それに合わせ年齢18歳以上の者が国政選挙等に参加できることとなるよう公職選挙法の改正もされるということから、公布の日から3年を超えない範囲としたところであります。

さて、現在の状況を見ますと、平成21年7月に公布された住民基本台帳法の一部を改正する法律は、今年度、平成24年7月9日に施行となり、現在、住民基本台帳システムの改修等を進めているところであります。しかし、国民投票制度に係る選挙年齢の引き下げ等につきましては、平成22年5月にそのための必要な法制上の措置が講じられていないところですが、進展がしておりません。このことは、事務的、手続的、経費的な側面等をおかんがみ当初3年とした最大の理由であることから、合理的な判断として、施行の期日を3年延長させていただこうとするものであります。この期間につきましては、当初の日本国憲法の改正手続に関する法律が、法律の公布後3年を経過した日からの施行となっていたことからであります。

第2点目につきましては、条例の規定では、毎年9月1日現在における投票資格者を同

月2日に投票資格者名簿に登録し、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の4分の1及び50分の1の数を告示しなければならないこと、また、住民投票の実施を請求しようとする者の代表者が投票資格者名簿に登録されていることの確認が必要であることから、住民投票行動をしようとする時点以降の9月1日が施行日となります。また、投票資格者名簿の調製に係るシステム開発には、システム開発に係る入札手続、プログラムの作成、各種システムテストなどに3カ月程度を要することとなりますので、おおむね6月までにはそれを把握し、準備することとなります。一方、住民投票で問われる事案はまちづくりの根幹に関わることから、その課題が明らかになり、市民に理解を得られ、気運が高まっていくためには、これ以上の期間がかかるものと考えております。

第3点目につきましては、平成20年10月、私が市長に就任させていただいて翌年の平成21年4月3日には、まちづくり基本条例推進委員会から住民投票制度に関する検討報告書の答申をいただきました。その答申の内容を最大限尊重したものとして、直ちに条例づくりにとりかかり、同年12月には住民投票条例を議会に提案し、議決をいただいたところであります。また、その施行は、国の動きなどを前提にした、先ほど申し上げました市政全体から見て合理的な判断をしたものと考えております。まちづくり基本条例から見ても、徹底した情報公開を進め、政策形成過程の公開や市民懇談会の開催など、また議会におかれましては全員協議会の全面公開などを含め、日本のなかでも最高位を走るぐらゐの住民自治の大きな展開を図っております。

住民投票制度は、ご承知のように直接民主主義の制度として大切なものだと考えておりますが、実質的には議会制間接民主主義を補完するものであります。したがって、議会の機能や市民参画の機能が一定の役割を果たすものであることも踏まえ、延期という合理的な判断をいたしましたもので、市民のご理解を得られるものと判断をしております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） 今のご答弁で、気運、住民投票をするという行為に、入札で3カ月ぐらゐはかかると、この台帳を整備するということにおいて3カ月ぐらゐはかかる、住民投票が行われるというようなそういう重大な問題が起こってきたときには、それで間に合うというようなことを、今説明をされたんですか。9月1日の時点で、この総数を明らかにせんらんわけですね。住民投票のそういうふうな事態が10月、11月ぐらゐに持ち上がってきたというふうなことになるれば、9月1日というのはその次の年の9月1日、

その前の9月1日にはできてなかったわけですが、これ、その次の年の9月1日で台帳を整備するということになりますね。3カ月あれば間に合うとおっしゃいましたけども、この条例では9月1日を起点という形に、時点という形になってますのでね。そしたら、条例を、今定時定点は3カ月ごとですか、普通の選挙の場合はね。そうしたら、9月1日の時点というこの条例そのものも改正をしなければ、要は、その9月1日を過ぎてしまえば、次の9月1日まで名簿作成の起点にならないと思うんですけども。

それと、そういうふうなところが、もし手作業でせんならんような事態、その事態をその時点でやるとするならば、もう9月と言うてられへん、もう3月の時点で、そしたら人数を把握しなければならない。なぜならば、50分の1とか4分の1とかその数が告示されなければならないんですからね、前提は。そうすると、そのときに名簿ができてないと数は告示できないですから。そういうふうな意味では、今言われた条例のところのつじつまが合わなくなります、その点をどういうふうにされるんですか。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 再質問にお答えをいたします。

物すごく単純な話でして、この制度は先ほど申し上げましたように、いわゆる議会制民主主義の補完です。大きな争点があったときに使わせてもらうと。これは、国の制度を前提にしています。私も異例だと思っていますけども、国の国民に約束された18歳からの投票の制度が施行されていない。これは異例な事態なので、そこと連動させていただいているのでおくらせませすということです。それに関しては、ただ、大きな争点、市民が総意を示していただかないといけない争点があった場合には、3年の期間の中の前倒しもやりますよということを説明しているだけのことですね。そこの細かいことは一切、私はこれまで言ってません。今、野並議員はその細かいところをご質問なんですけど、当然この投票条例は先ほどご説明いたしましたように9月1日が起点になってますから、3年を1年前倒しするとかということであって、何かスイッチをひねったら水が出るとかそういう話と違って、課題が出てきて、それが盛り上がって一定の期間と、こちらが9月1日という年に1回しか区切りがない制度の3年間の中の前倒しをしますということを申し上げているわけですし、手作業で名簿をつくるとか、あと9月1日を別に変えるとかということは想定をしておりません。当初から申し上げていることは明確だというふうに思っています。これで、お答えは伝わるとおもいます。

以上、ご答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） 今の市長の答弁だと、住民投票条例に基づいてそういう投票行為をしようというような場合、要は、前倒しをすと言っても9月1日でないと起点としてならないということですよね。そしたら、10月、11月、1月、2月、そこら辺で気運が盛り上がってきて、さあ投票しようというふうに住民の方が言われても、その年の9月までこの投票条例は動かない、名簿はないということですよ、結局はね。結局は、言うてみたら9月1日まではできないという大前提の棚に上げた条例という形になるわけですよ。実施できないということ、9月1日を起点でしかできないという条例をそのままにされるんですからね、まださらに。これ、ことしの12月21日が期限ですから、本来やったらことしの9月の時点で名簿を作成しないけませんよね、以内に施行するという形に、公布をするということになってるんですから、この条例改正をしなければ、しなければ今年の9月の時点で名簿を作成すると。そうすると、10月、11月、来年の2月、3月、どんな形のものが出てくるのか、それはちょっとその時点でないとわかりませんが、そういうふうなときには即それが使える、条例が即そのまま使えるという、当然それであって当たり前やと思うんですけども。使えない、延ばすことによって使えないという、こういうところを市長はどういうふうに考えておられるんですか。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっきから申しあげました住民投票条例というのは、市を2分するとかといった課題として、公職選挙法とは別の制度でやっていますから、課題が出てきたときに市民集会だとか、市は今、病院の問題でも駅前土地を買う場合でも、半年かけて徹底的に市民に情報開示をして、全協でもご説明をしています。そういう動きがあって投票行動に結びつくわけですから、問題は私はないと思っています。当初から申しあげているように、3年、3年の期限の中で前倒しはあり得ますよと。これは皆様方ご専門ですから、9月1日という制度は、これが区切りになっているというふうに私は理解した上で、3年が2年前倒し、1年前倒しという前提として、今日思い立ったから、今日思い立たれたら動いていただいて結構ですけども、いろんな課題は、先ほど申しあげましたように市民のいろんな集会があったり、あるいは市との情報交換があったりした中で、最終的に投票ということに至るわけです。

それと、さっき申しあげたように、議員の皆さん方はいろんな意見の表明の機会もあります。野洲市の場合は本当に情報を全部開示しています。そういう中で、この住民投票条例

の機能というのはかなり減じられていると私は思っています。大事ですから私はやりますけれども、補完的な制度でして、補完的な役割は先ほどから申し上げてますように幾つかの、今政策・仕組みで補完されています。ただ、どうしてもというときには、争点が出てきて、市民の集会があつて、いろんな意見の交換があつて、そして投票ですから、その間には相当の期間があると思います。だれかが発議をされて1日、2日で決着がつくようなものは住民投票にならないと思っています。ですから、そういう観点からの制度設計をしているつもりであります。

以上、ご答弁いたします。

○議長（田中良隆君） 3回、もう既に終わっておりますので。

次に、第8番、丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） おはようございます。8番、丸山敬二です。議第45号野洲市住民投票条例の一部を改正する条例について何点か質問をさせていただきます。

先ほど野並議員も質問されましたこともありまして、通告書の内容と一部変更というか、順番が変わったり、省略してあるところがあるかもわかりませんが、その辺はひとつご容赦をお願いしたいと思います。

まず、去る5月30日の議案勉強会で、付則の3年を6年にするということについて、なぜ6年ですかと質問したところ、見込みというふうに発言されました。今般の定例会での提案理由の中では、先ほど来話がありますように公職選挙法の年齢引き下げが遅れているためと、こういう説明でした。そこで、何点かについて質問をいたします。

1点目は、この野洲市住民投票条例第3条では、本市に住所を有する年齢満18歳以上の者でというくだりの後に、本市の住民基本台帳に登録されている者と、こういうふうになっています。ここで、先ほどの公職選挙法の年齢引き下げ云々であれば、選挙人名簿に登録されている者というのがあるのであれば公選法とも関係がありますけれども、この本条例の中にどこの部分が公選法の年齢に関係があるのか、まずお伺いいたします。

それから、先ほどもちょっとお聞きしてますと、従来からそうなんですけれども、電算機のプログラム修正がかなり必要やということで、先ほども何か整備に3カ月かかるというのはそういうことをおっしゃってるのかもしれませんが、私の認識としては、公選法では年齢が20歳以上、この住民投票条例では18歳以上ということなので、年齢条件だけソートして引っ張ってくればいけるのではないかなと、このように考えて、なぜそんなに時間がかかるんですかという疑問を持っていたんですけど、この選挙人名簿作成と住民投票



の資格者名簿をつくるののコンピューターのプログラム上の違いというんですか、どういう作業があって、3カ月もかかる、これだけ大変やというのを、ちょっと違いの説明をお伺いしたいと思います。

それから、次に、この条例の公布から施行までが非常に長期間になっています。こういうことからいけば、条例の精神に反しておるのではないかなど、このように考えています。一つは、まちづくり基本条例第22条の中では、先ほど来、市長からもおっしゃってましたように、市は市政に関する重要事項について直接住民の意思を確認するため住民投票を実施することができると言っておりますけども、施行しないということは実質的にはできません。そういう意味で、この住民投票条例とまちづくり基本条例の整合がとれているかどうかをお伺いしたいと思います。

そして、以上の内容から、この公選法の年齢引き下げが本条例の施行について必要な条件ではないと私は思います。そこで、何か結論を急ぐようで申しわけないですけども、この付則の改定規定のところ、いわゆる3年を6年に改めるところを削除して直ちに実施すべきではないかと考えておりますけども、いかがですか、お伺いしたいと思います。  
○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 皆さん、おはようございます。それでは、野洲市住民投票条例の一部を改正する条例についての丸山議員のご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、住民投票条例でいう投票資格者は、年齢満18歳以上の一定の要件を満たす日本国籍を有する者及び外国人です。したがって、公職選挙法に規定する選挙権を有する者とは別の制度となります。そのために、公職選挙法に基づく定時登録とは別に、住民投票条例に基づく定時登録として、9月1日現在における投票資格者を同月2日に投票資格者名簿に登録するというシステムが必要になります。この中で、日本国憲法の改正手続に関する法律付則にありますように、年齢18歳以上の者が国政選挙等に参加できることとなるよう公職選挙法の改正が行われた場合、本条例の第3条に規定します年齢要件が同じとなるため、システム改修をあわせて行うことで、事務的、経費的な側面からも効率的であるという意味で公職選挙法に触れたところでございます。

次に、両者のデータ作成上の違いについてですが、公職選挙法における選挙人名簿の登録資格につきましては、本市に住所を持つ年齢満20歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日から引き続き3カ月以上本市の住民基本台帳に登録されている人です。なお、登録後、転出して4カ月間は名簿に登録されています。

一方、住民投票条例における投票資格者名簿の登録資格につきましては、本市に住所を持つ年齢満18歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日から引き続き3カ月以上本市の住民基本台帳に記録されている人、及び、本市に住所を持つ年齢満18歳以上の一定の要件を有する外国人で、外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、かつ登録の日から引き続き3カ月以上本市の登録原票に登録されている人です。以上のように、登録資格が全く違うために別の名簿登録システムが必要となるところでございます。

2点目の、住民投票制度とまちづくり基本条例第22条との整合性ということでございますが、先ほど野並議員のご質問で市長が答弁いたしましたように、住民投票制度につきましては、市長が平成20年10月に就任され、翌年の7月にはまちづくりの基本条例の推進委員会から住民投票制度に関する検討報告書の答申をいただきました。その内容を尊重したものと直ちに条例づくりにとりかかり、同年12月には住民投票条例を議決いただきました。その施行に当たっては、事務的、経費的な側面から、国の動向にも注視することで市政全体から見てできる限りタイミングのよい時期に合わすという判断をさせていただいております。また、住民投票に関する重要な案件が出てきた場合には、国の動向にかかわらず、その実施に向けた事務を速やかに開始したいと考えております。このことから、まちづくり基本条例に基づき、むしろスピード感を持って着実に実施しているものと認識しています。

3点目の住民投票条例の施行の関係でございますが、国民投票制度における選挙年齢の引き下げ等に係る必要な法制上の措置をめぐる動きなどを合理的に判断いたしまして、施行の期日を3年延長させていただこうとするものでございます。また、この期間につきましては、当初の日本国憲法の改正手続に関する法律の公布後3年を経過日からの施行としていたことに準拠しているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） いろいろご答弁いただきましたけども、以前もお聞きした内容をさらに再度やっていただいたような感じなんですけど。今も多分あったと思いますけども、その必要が出たときにはやれるというようなことで。以前にも、必要が出たときには補正予算を組んでもやりますと、こういうことだったと思います。条例の中では、選挙管理委員会ですね、市長から住民投票を行う旨の通知を受けた場合には、その日から起算して

30日を経過して90日を超えない範囲において住民投票の期日を定めなければならないと、こういうふうになってますので、その住民投票をやらなければいけないということがわかれば、補正予算を上げてやれば、先ほどの分でも整備に3カ月ぐらいかかるということです。この範囲内で行けるのではないかなど。そういうことでは、やはり施行しておくべきではないかなど私は考えますが、この辺のことについて1点お願いします。

もう一点、これは参議院法制局のコラム集という中にあったんですけども、これ法律のことで書いてあるんですけど、法律の施行期日についてということで、交付日以外の施行について考えましょうということで、この法律の施行日については、一つとしては、当該法律が確定日として施行期日を決める、条例もこれと同じだと思いますけれども。それと、ほかの関連のものがあるって、その関連との関係から公布の日を決めると。このときには、いわゆる白紙でそれを言うんでなくて、例えば、この法律は公布の日から起算して何カ月を超えない範囲で政令で定める日からするというふうに、普通の施行日についてはこういう形をとるといことが言われてます。

これで行けば、今の条例については、3年を超えない範囲内で定めると、規則で定めるといことについては問題ないかなと思いますけども、その後、いずれの方法にしても、どの程度の周知とか準備期間が必要なのか、ここが問題になってくると。ただ、これについては明確な基準がないんで、それぞれの法律の内容に照らして妥当な線を判断すると、こういうふうになっています。その中でも、法律で見ても最短は1カ月ぐらいから1年、2年というのがありますけども、3年というのは余りないと、ましてや6年というのは余り考えられないということで、やはり条例の精神からすると6年も延長というのはちょっとおかしいのではないかなど、このように思います。

市民に内容を周知する準備期間が必要だから、例えば3カ月とか6カ月、半年ぐらいでやるとか、その法令を施行するために物理的な準備がこれだけかかるというようなことである期間を延ばしてもらおうということなら理解できますけども、今回ののは、条例の直接的なものではなくて、どっちかという副次的というか、それをやるための一つの手段になっているので、この6カ月というの少し長いのではないかなど。そういうことで、長々と言いましたけども、まず施行しておいて発生した場合に補正を上げてできないかというところを、ひとつご回答お願いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 施行時期の延長の関係で、施行してできないかということで

あるかと思えます。

まず、住民投票を実施する場合、先ほども説明しましたように、9月1日現在の投票資格者を投票資格者名簿に登録する必要があるとございます。その後、告示手続、必要数を確定して初めて投票実施請求に必要な数、あるいは署名の収集が開始できるというような制度でございます。当然、施行したら、9月1日にはその名簿を作成して法手続をしなければならないというような必要性が生じます。そうしたことから、野並議員の中でも答弁いただきましたように、市長就任後、非常に多くの徹底した情報公開やら、あるいは政策形成過程も公開しておりますし、あくまでも住民投票条例は直接民主主義の制度として大切なものではございますが、実質的には議会制民主主義を補完するものでございまして、したがって、議会の機能あるいは市民の参画機能が一定役割を果たしていることを踏まえまして、延期という合理的な判断をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 追加でご答弁させていただきます。

単純な話でして、施行するというのは、きちっと体制を整えてから施行するわけです、今丸山議員は法律論でおっしゃいました。中途半端は、これは施行に当たりません。ですから、今回初めて議案に出せていただきましたけども、過去に全員協議会で、この概要は資料もお示しして、了解はもちろんいただいてませんが、ご議論いただく場は設けてます。

あとの、ご質問になりませんでしたけども、言われました施行期間、施行日の問題ですけども、いろんな要素で施行日があります。逆の場合もありますので、先決させていただいている場合もありますね。地方税法が変わったら、4月1日となれば、これは私の責任でやらせていただいて後で議会にお認めいただくとか、報告するとかということもございます。施行日というのは、やっぱり現実的な対応でやっております。今回の場合は、現実的じゃなくて、先ほどもお答えいたしましたように、国の法律で国民投票制度が3年以内になると、20歳の名簿は今ありますけども、18歳の名簿を調整しようと思ったら申し上げていますように単費で700万、800万、要るわけです。今この厳しいときに、お金で言ってるわけじゃなくて、国の制度があるのに、それが前提にすれば何でもないとわざわざ独自にやる必要がないので、3年ということで制度設計がされてます。今回の施行日の制度設計は、国の国民投票制度と連動しようという発想で当初から提案をさせていただいております。国の不作為に今つられる形になっています。私も残念だと思いま

す。できるだけ早く施行したいと思っています。ただし、この時期に単費で18歳の名簿を調整するのはいかがなものかなということでのご提案をさせていただいております。ですから、施行しておいて90日以内に名簿をつくったらいいと、これは物理的にも、私は確認しましたけども、できない、あるいは危険だということではありますが。それ以前に、きちっと要件を整えないでお店を広げるというのと一緒でして、これはあり得ないと思っています。施行するのであれば、名簿を調整した上でしかできないというふうに考えております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 今、市長から答弁ありましたけども、以前にも全協の場でも出たときも、たしかやろうと思えば補正予算を組んでできるという話があったと思います。これは恐らく議員の皆さんもお聞きになっていると思います。そういう意味では、私はできるんじゃないかなと思っています。今その論議を、国民投票というのはあくまで憲法を改正することであって、直接これ関係なしで、当然あそこから18歳にするのであれば関連する法律を見直しなさいよという指示は出て、見直しはやっておりますけども、それであれば、そのときの住民投票条例もその辺とリンクするようなことを私は考えるべきやったんじゃないかなと。選挙人名簿は、たしか年に4回でしたか、定期登録か何かあると思います。この住民投票条例の投票者資格というのは9月1日が基準になっています。そういうことで、やはり合わせておけばいろんなところがスムーズに行くのではないかなと、このように思ってます。

もう私はこれ質問する気はありませんけど、あとは委員会に付託されますので、そこでしっかり議論をやっていただければ結構ですけども、やはり条例の精神というものをよく考えていただいて、市長は従来から開かれた市政ということで住民の声も聞いてますけど、住民の声を聞くということは、やはり投票でやるというのも非常に大事なことです。その辺をどうかよろしく願いして、委員会のほうでは真摯なご討議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田中良隆君） 以上で、通告による質疑は終結いたします。

これより、議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） 関連質疑はないようですので、これをもって関連質疑を終結します。

（日程第4）

○議長（田中良隆君） 日程第4、議第39号から議第43号まで先決処分につき承認を求めることについて（平成23年度野洲市一般会計補正予算（第8号））ほか4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第39号から議第43号までの各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。よって、議第39号から議第43号までの各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第39号から議第43号までの各議案について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議第39号から議第43号までの議案5件について、一括して採決いたします。

お諮りをいたします。

ただいま宣告いたしました議案5件について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第39号から議第43号までの議案5件は原案のとおり承認されました。

（日程第5）

○議長（田中良隆君） 日程第5、議第44号から議第51号まで平成24年度野洲市一般会計補正予算（第1号）ほか7件を議題といたします。

ただいま議題となっております議第44号から議第51号までの各議案は、会議規則第

39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第6)

○議長(田中良隆君) 日程第6、請願第2号野洲市議会議員定数の削減に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第2号については、会議規則第92条第1項の規定により、請願文書表のとおり、議会改革特別委員会に審査を付託いたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) 異議なしと認めます。よって、請願第2号については、請願文書表のとおり議会改革特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

(日程第7)

○議長(田中良隆君) 議第52号から議第55号まで工事請負契約について(仮称)総合防災センター東消防署新築建築主体工事ほか3件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(東郷 達雄君) 朗読いたします。

議第52号工事請負契約について(仮称)総合防災センター東消防署新築建築主体工事ほか工事請負契約2件、議第55号野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて。

以上でございます。

○議長(田中良隆君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山中善彰君) 議第52号から議第54号の3議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

いずれも、(仮称)総合防災センター東消防署新築工事に係る工事請負契約に関するものでございます。現在の東消防署は昭和56年に建築しており、施設の老朽化が著しく、耐震強度が不足していること、また一部の地域で救急車及び消防車の到着時間に問題がある等のことから、新たな土地に建築し、あわせて(仮称)総合防災センターと合築するこ

とで防災拠点施設として位置づけて、整備計画を今日まで進めてきたところであります。工事請負契約につきましては、去る5月28日に執行いたしました一般競争入札の結果、議第52号建築主体工事では請負金額6億6,150万円、請負人を株式会社アルファーク建設、代表取締役山下覚史、議第53号電気設備工事では請負金額2億1,210万円、請負人をア・ア・ンコーポレーション株式会社、代表取締役山内英夫、議第54号機械設備工事では請負金額1億4,999万2,500円、請負人を株式会社北中工業、代表取締役北中良樹とそれぞれ定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議第55号、野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

現委員の山岡哲治さんが一身上の都合により辞任願を提出されたことに伴い、今回新たに立入幸基さんを選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。立入さんは、民間企業で取締役総務部長として長年ご尽力をされ、現在も現役でご活躍中であり、民間企業で培われた経験と能力を發揮していただけるものと考えております。また、地元自治会長として平成17年度から4年間就任いただき、平成19、20年度においては野洲学区自治連合会会長としてご尽力をいただきました。現在は人権擁護委員としてもご活躍をいただいております。以上のとおり、立入さんは人格高潔で地方自治の本旨にご理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する方として適任者であり、本委員会のためにご活躍いただけるものと確信しております。

なお、任期につきましては、地方公務員法第9条の2第10項の規定により、前任者の残任期間となっておりますことから、平成24年11月17日までとするものであります。よろしくご同意賜りますよう、お願いいたします。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） ただいま議題となっております議第52号から議第55号までの各議案について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号から議第55号までの各議案については、会



議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、議第52号から議第55号までの各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第52号から議第55号までの各議案についての討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより順次採決を行います。

お諮りをいたします。

まず、議第52号工事請負契約について(仮称)総合防災センター東消防署新築建築主体工事については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議第53号工事請負契約について(仮称)総合防災センター東消防署新築電気設備工事については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議第54号工事請負契約について(仮称)総合防災センター東消防署新築機械設備工事については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議第55号野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、立入幸基氏の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第55号は原

案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩をいたします。再開は10時5分といたします。15分の休憩です。

(午前 9時49分 休憩)

(午前10時05分 再開)

○議長(田中良隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第8)

○議長(田中良隆君) 日程第8、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。なお、毎回申し上げておりますが、質問に当たりましては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第1番、矢野隆行君。

○1番(矢野隆行君) 1番、矢野隆行でございます。6月の定例会におきまして、私は3点にわたって質問させていただきたいと思っております。始めに防災減災について、また求められるコンパクトシティの展開について、3つ目にスポーツを通じた新たな観光交流の取り組みについて、こういった3点について質問させていただきます。

まず、1番目にですけれども、防災減災につきまして、東日本の震災から1年3カ月を過ぎまして、ようやく復旧復興が進もうとしておりますけれども、まだまだ現地のほうでは避難生活を余儀なくされておられる方は3月時点で34万1,235人と、これは復興庁の資料でございますけれども、本当に1日も早い復興が政府の最大の課題ではないかと思っております。また、さらに首都直下地震や東海・東南海・南海の3連動地震の発生が懸念されている今、地域の防災力をどう高めるかが大きな問題であります。防災力の強化には、自助、共助、公助の取り組みが重要であると認識しております。ところが、そのうち公助の基盤になっております橋や道路、河川施設、例えば湾岸岸壁などの社会的インフラの多くが、今後急速に老朽化のときを迎えております。一般的に、コンクリートの耐用年数は50年から60年とされておりますが、高度成長期に整備された我が国の公共施設等の防災力の低下が指摘されておるところでございます。まさに、災害から命を守るためのコンクリート劣化の危機が迫っていることが心配されるところであります。そこで、本市におきましても、今後の災害に備えることが市民の安心・安全を確保する上で欠かせない施策の一つと考えます。

そこで、次の点を11点に分けて質問させていただきます。

1 番目に、本市の防災減災の取り組みについての見解を、まずお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の本市の防災減災の取り組みについての見解について、私のほうからお答えをいたします。

本市全体の危険な区域課題を総覧いたしますと、地震災害ではJR琵琶湖線より琵琶湖側での液状化現象や、山手側では急傾斜地や土石流などの土砂災害を想定しております。

また、洪水・浸水としては改修中であります日野川が想定される場所であります。

原子力災害の課題につきましては、当市の地域防災計画の見直しを現在進めております。

地震対策では、避難所となる公共施設、学校の耐震化につきましてはほぼめどが立っておりますが、保育所3カ所等含めまして、まだ耐震化ができないところの耐震化を進めるとともに、民間住宅につきましては木造住宅耐震診断と耐震改修工事の費用の助成を実施して促進を図っている場所であります。

洪水・浸水対策では、日野川改修や南桜地先の大山川支流における砂防堰堤計画などのハード面強化などを県に実施をしていただいております。

また、ソフト面では、自助、共助、公助、それぞれの強化に向け、防災訓練、自主防災組織等の研修会を開催、災害時情報伝達手段の増強、防災計画の見直しなどを進めております。さらに、平成25年度完成予定の東消防署防災センターの建設により、本市の防災拠点としての機能と自主防災組織の強化や市民の防災に対する能力向上など、防災意識の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 市長の答弁で全体像はちょっと浮かんだんですけども、1点だけ、市長に確認の上で。今、原子力、大飯原発が、今朝も地元では町長さんが全協で前向きな答弁をされているようでございますけれども。私たち滋賀県公明市議団といたしましても、この滋賀県も地元ということを求める署名活動をしまして、これは5月31日に国のほうに2万人以上の署名を集めまして届けたところ、牧野副大臣から対応を検討し努力していきたいという答弁をいただいたところでございます。市長といたしましては、滋賀県に対しまして、政府が原発防災対策区域として30キロ区域というのを入れているわけでございますけれども、地元ということに対しまして、滋賀県はそういう認識というか位

置づけはされておられませんけれども、その件につきまして市長の見解というか、その辺もしあればお聞かせ願いたいです、地元としての。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現在、30キロ圏内になってます。地元というのは高島市の一部等が入っております、そこが地元だという認識をしております。ですから、そういう意味では滋賀県もそうですが、滋賀県全域がということではないというふうに考えています。30キロ圏内に含まれる当該圏内の市に関しましては対象地域というふうに考えています。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） では、2問目に行きます。

土砂災害の危険があるといたしまして、国県では今見直しをされている状況でございますけれども、本市におきまして、このハザードマップの見直しが必要じゃないかと考えておりますけれども、その辺のところをお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、本市のハザードマップの見直しについてお答えをさせていただきます。

土砂災害警戒区域の指定につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に対する法律に基づきまして、関係自治会に説明の上、市長の意見を聴取し、滋賀県知事が指定しているところでございます。本市の土砂災害警戒区域等の指定状況は、野洲市防災マップ作製時の平成19年4月には、土石流23カ所、急傾斜地の崩壊9カ所でありましたが、平成24年3月31日現在では、土石流60カ所、急傾斜地の崩壊27カ所となっております。これは滋賀県が県内の対象4,900カ所につきまして基礎調査を実施して、順次区域指定の作業を実施していることによるものでございます。

ご指摘がございました洪水ハザードマップの土砂災害の危険箇所の見直しでございますが、今申し上げましたとおり、県で順次区域指定の作業を進めておられてるところでございますので、県の資料を分析いたしますと約68%の達成度であります。したがって、今見直してもさらにふえる可能性がありますことから、市民への周知として滋賀県のホームページによる指定区域の閲覧が可能でありますので、野洲市のホームページより安心・安全情報として県土砂災害警戒区域への接続が可能となっておりますので、こういった点を情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 本当に国県待ちという答弁でございますけれども、本当に災害は待ってくれないわけございまして、もう少し国県に対して強く要望することはできないものか、その辺ちょっと見解を伺わせていただきます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 今申し上げましたとおり、県は基礎調査を実施しておりますので、県の担当者の見解によりますとやっぱり予算の範囲がございまして、その中でできる限り土砂災害の指定に努めていきたいという考えをいただいておりますので、そういった点を踏まえまして、今後も強く県に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君

○1番（矢野隆行君） では、3点目に入ります。

災害時でございますけど、ホームページの代理掲載というのが今どことも取り組んでおりますけれども、遠隔地の自治体との連携が必要であるわけでございますけど、本市の取り組みにつきましてお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 災害時のホームページの代理掲載の関係でございますが、本市では、大規模災害を想定いたしまして、甲州、東海、近畿、中国、四国、九州の18市1町のネットワーク型災害協定に加盟いたしまして、近い将来、大規模災害が懸念される災害に備えているところであります。ご指摘いただきました被災市町村にかわるホームページ代理掲載についても、現在加盟しております広域災害ネットワークの運営協議会におきまして、その運用や課題、問題点等を整理している状況であります。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） 調整中とございますけれども、これはいつごろまでの予定を考慮されるか、その辺をちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 年に数回程度開かれておりますので、できるだけ早い時期にとは考えております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） それでは、できるだけということでございましたので、4点目に入ります。

以前質問させていただいておりましたけれども、被災者支援システムというのが本当に災害時は役に立つわけでございますけれども、これの普及活用についてお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 被災者支援システムにつきましては、議員が平成23年6月議会でご質問をされたときにお答えいたしましたとおり、このシステムを活用するには、サーバーへのセットアップ、初期データの作成、年間の保守や研修体制など、導入に向けた環境整備が必要であります。また、市が運用しているネットワークシステムをそのまま使用できないということを確認しております。現在、防災拠点施設の整備や防災備品の充実など、災害支援体制の強化を図っていることから、現在も導入を見送っているところでございます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 本当に、この被災者支援システムの活用につきましては、前にもお話ししましたけれども、使い勝手が本当によいわけでございまして、例えば罹災証明が早く発行ができる等々、利便性に富んでいるわけでございますけれども、どうも何か1年ほど前から取り入れの思いがないみたいでございますけど、もう一度この思いを聞かせていただけないでしょうか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 先ほど答弁いたしましたように、本市のネットワークシステムをそのまま使用しては導入できないということでございますので、もう少し環境が整うまで、導入につきましてはもう少し検討していきたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） それでは、次にまいります。

5点目でございますけれども、大規模災害発生時に避難所の役割を担います、先ほど市長から答弁ありまして、一応耐震対策を今やっている途中の場所もありますけれども、公立学校施設につきましては、その耐震性の確保だけではなく、食料や生活必需品など必要物資の備蓄など十分な防災機能を備えることが必要ではないかと考えておりますけど、そう

いった点の取り組みについてお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 災害直後に必要となります救助活動等の防災備品につきましては、各学区の小学校等の防災倉庫のほうで備蓄しております。避難所などで必要となる食料とか生活必需品につきましては、野洲の防災センターと中主防災センターで備蓄しているところがございます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 今、答弁にあるように、2カ所で備蓄されているということなんですけど、これも僕らも一度現調はさせていただいております。ところが、それで安心ととらえるのか、災害のときは主要道路がどこで寸断されるかわからない状況も起きますので、今回東消防署として防災センター等も新設されますけれども、この辺の利用とかその辺は考えておられるのか、そういった点をお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 野洲市の地理的な関係から言いますと、災害時には孤立集落となる箇所はないと考えております。野洲防災センター、中主防災センターで食料、生活必需品の集中管理を行いまして、災害時には2拠点より生活必需品を各避難所のほうへ搬送する予定でございます。また、ご指摘いただきました来年度完成予定の（仮称）総合防災センターにも備蓄機能がつくられることから、市内3拠点から搬送が行えるようになり、より確実に必要物品の配布が可能になろうと考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） それでは、次にまいります。

6点目でございますけれども、今、防災無線が確保されておりますけれども、これが聞き取れないという状況もありますけれども、こういった聞き取れる防災無線についての現状をお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 現在、防災無線が聞き取れない地域があるということは一部の自治会から聞いております。今年度、屋外拡声子局41カ所のバッテリー交換を予定しております。交換完了によりまして拡声子局の音量を上げることが可能となります。その他、携帯会社3社の緊急速報メール導入により情報伝達手段をふやしております。これによりまして屋内での防災情報周知も可能ではないかと考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） このバッテリー交換はどれくらい予算がかかる予定をしておられるのか、また聞こえない問題は本当に風向き等で大変これは解決が難しいと思いますので、あらゆる解決を、これからの手立てを考えてほしいと思いますけれども、そういった見解をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 予算の関係ですが、予算書等資料を持っておりませんので、また議場では答弁できませんので、ご了解いただきたいと思います。

確かに、どうしても100%音声を上げることだけではなかなか情報伝達できませんので、いろんな緊急メールもふやしておりますし、さまざまな要素で周知を図っていききたいなという思いでございます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） それでは、次にまいります。

7点目でございますけれども、防災計画の見直しにつきましてですけれども、これ今話題になっております女性の視点から、これが重要になってくると思いますけれども、そういった点の見解をお伺いさせていただきたい。例えば、女性から見た備品等のこういった確認等々、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 女性の視点から見たということでございますが、現在、野洲市防災会議の委員委嘱につきましては、災害対策法第16条の規定に基づきまして、国県関係機関の長及びライフラインの関係事業所の代表者に委嘱しておりまして、男性、女性の性別で委員委嘱とはなっておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

しかし、現在進めております防災センターの施設整備にありましては、防災センター検討委員に日赤奉仕団、女性消防団からもおいでいただき、いろいろご意見をいただきました。炊き出しコーナーの必要性や利用しやすい施設環境などご意見をいただきまして、今回の計画にも反映させていただいたところでございます。また、野洲市の女性消防団は全国的にも優秀な女性消防団として認めていただいております。平成19年の全国女性消防団活性化熊本大会におきましても、火災予防のPR寸劇を披露していただいたところでございます。女性から見た備蓄品の確認につきましては、今後、女性消防団に意見聴取する等、機会拡充を図りまして、備蓄品の整備を図ってまいりたいと考えております。



○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 女性の目から見ましてといいますのも、東日本の災害を教訓にいたしまして、女性の立場で備蓄品の考えも大きく変わっておる状況でございます。その意見を取り入れてほしいという見解でございます。

例えば、一昨日ですかね、NHKでこのことを取り上げて放送しておりましたけれども、例にすれば手鏡、それとかオールインクリームとか、髪どめ、携帯ビデ等々、必要であるがなかなか現地ではそれが手に入らなかったという事情がありますので、こういった点も女性からの立場として意見を今後取り入れてほしいというものでございますけれども、この点の見解をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 市のほうにおきましても、特に東日本大震災で当初女性の方が大変お困りになったということもお聞きしておりまして、備蓄品につきましてはかなり入れてきております。女性の生理用品や子ども用のおむつ、あるいは粉ミルク等も整備しております。まだまだ不足する部分につきましては、さらに女性の意見、いろいろ提案いただきましたが、そういった部分につきましても、今度防災センターができますので検討していきたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） それでは、次に入ります。

8点目でございますけれども、防災放送の補完といたしまして防災ラジオ等の導入、また防災防犯情報をツイッター等で提供できないかと考えておりますけれども、こういった点の見解を少しお聞かせ願います。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 防災ラジオの導入につきましては、既存の設備を使用する場合でも新たに送信装置を設置しなければならないため、導入については考えておりません。ツイッターでの情報提供につきましても、緊急速報メールとして前年度に運用を開始しましたNTTドコモのエリアメールに続きまして、KDDIとソフトバンクにつきましても導入済でございます。野洲市メール配信サービスも導入していることから、これらのシステムで対応できるのではないかなと考えておるところでございます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） では、次に入ります。

9番目でございますけど、公共施設の災害に対する対策について伺わせていただきます。例えばですけれども、1点目ですけれども、国道、県道、市道、高架、橋梁等の点検整備は23年度に終わっていると聞いておりますが、そのほかに主要道路沿いの建物の耐震診断、そういった改修等はどうなっているのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、国道、県道、市道を所管いたします都市建設部よりお答えをさせていただきます。

まず、国道を所管いたします国土交通省滋賀国道事務所に確認いたしましたところ、橋梁は市内で21橋ございまして、国土交通省におきまして平成23年度の長寿命化修繕計画の策定方針及び対策の実施方針に基づきまして長寿命化修繕計画を作成され、修繕工事並びに定期点検を実施されているところでございます。現在、平成23年度の繰越事業といたしまして、国道8号の野洲川大橋の耐震補強を兼ねた修繕工事を実施されております。

また、県道につきましては、15メートル以上の橋梁について長寿命化修繕計画が平成23年度に策定されており、これに該当いたします橋梁が市内で17橋ございます。平成24年度から33年度の10年間で、そのうち5橋の修繕工事を予定されております。ちなみに、該当いたしますのは新家棟川橋、これは県道大津能登川長浜線にかかっている橋梁でございます。2点目が家棟川大橋、これは県道の湖周道路にかかっている橋梁でございます。そして、久野部跨線橋、これは県道木部野洲線のJRを横断いたします橋梁でございます。そして、野洲川橋、これは県道小島野洲線にかかっています橋梁でございます。そして、5点目といたしまして近江富士大橋、これは県道大津能登川長浜線にかかっている橋梁でございます。なお、15メートル未満の長寿命化修繕計画につきましては、平成25年度以降に策定予定と聞いております。

次に、市道の高架及び橋梁等の点検整備についてお答えをさせていただきます。市道での高架橋はございませんが、橋梁につきましては市道橋として338橋あり、そのうち緊急輸送道路や1級河川にかかる40橋につきまして、昨年度、社会資本整備交付金を活用いたしまして橋梁長寿命化修繕計画を策定したところでございます。これは計画的かつ予防的な修繕対策を実施することで橋梁の寿命を延ばし、架け替えに要するコストを削減しようとするものでございます。しかしながら、計画全体の事業費としては多額の経費が必要となるために、今後計画的かつ予防的な修繕に早期着手できるよう、特定財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 今の部長の答弁で、国道が21カ所、県道が17カ所で、市道が338カ所ということでございますけれども、この23年度調査完了ということでございますけれども、その結果、計画がこれから必要になるわけでございます。こういった計画の見解を少しお聞かせ願いたいと思います。また、その調査の結果の資料とか、これは求められるんですかね、その辺をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） ご指摘がございました長命化修繕計画でございますが、このようにことしの3月に完成をいたしております。ただ、先ほども申しました非常に多額の経費がかかりますので、年次計画を実施して、今週の調整会議である程度諮らせていただきまして、次週の部長会議である程度具体的な修繕計画を策定してまいりたいというふうに考えてますので、今後その実施に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 先ほどの質問の中で、主要道路の建物、そういった耐震診断とか改修という答えがちょっとなかったんですけども、例えば国8等で周りに空き家同然のところがあるわけです。先日も市民の皆さんから国道に破片が落ちていたと、原因はちょっと何かわからない、その家から落ちたのかわからないですけど、そういう国道沿いの空き家対策、そういった点はどうとらえているのか、その辺をちょっとお聞かせ願います。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩いたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時32分 再開）

○議長（田中良隆君） 再開をいたします。

都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） ちょっと不手際があって、申しわけございません。

当然、国道に付随する建物で国道に影響がありますので、早速滋賀国道事務所のほうにそういった旨を要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 要望を強く、ちょっとその辺は調査していただきたいと思います。

次に、市内の公共施設そういった耐震化が先ほど市長からもありましたけれども、それの付帯天井の落下というのが今全国的に問題になってるわけでございます、そういった点と。日常大変な状況を生むかもしれない水道管、それとか下水管、こういった耐震化についての取り組みについてお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 公共施設の耐震化などについてのご質問にお答えをしたいと思います。

公共施設での耐震化工事が完了していない施設については、現在進めております財政課による資産の状況調査をもとに、施設管理者等と連携をしながら改修等を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、今お話がありました付帯天井の落下点検改修につきましては、建築工事管理指針で、天井裏、天井の懐というそうですが、高さが1.5メートル以上の場合については補強、ふれどめ防止等が必要というふうにされております。しかし、公共施設のほとんどの施設が1.5メートル未満と思われるため調査の予定はしておりません。ただ、ホール等、天井裏が1.5メートル以上というふうなことが思われる施設につきましては、今後再調査等が必要であるというふうに考えております。

次に、水道管及び下水道管の耐震化については、現在のところ十分な距離の耐震化には至っていないというようなことでございます。水道管については、平成9年度より耐震性のある継ぎ手及び管種に更新しており、企業会計の経営状況などをかんがみながら、順次耐震化施設に更新しているところでございます。また、下水道管につきましては、今年度長寿命化計画を策定し、国庫補助金を活用しながら耐震化施設に更新を計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 例えば、これから取り組む公共施設の内訳を、できたらお願いいたします。それと、付帯天井で1.5メートルという規約はあるんですけども、例えば、先だっても調査に行ったんですが、温水プールですね、かなり老朽化も進んでいるのではないかと思うんです。こういった点の現状は調査されたのか、こういった点をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 耐震化工事未整備の施設というふうなのは、現在詳しく調査

をしておりますけれども、発達支援センター、教育集会場、中主児童館、また旧三上の幼稚園、旧東消防署の分署、旧六条公民館など、また保育所3カ所というのが上げられてくるというふうに思います。また、温水プールの天井については早急に調査をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） それでは、次に行かせていただきます。

10番目ですけれども、今、自主防災組織の充実が大変重要になってきますが、先日も自主防災、各自治会から選抜されて訓練を受けたところでございます。例えば、その1つといたしまして、折り畳みのリヤカーとか発電機、投光器、担架等の災害用の備蓄が必要になってくるわけでございますけれども、そういった点の取り組みをどういうふうに把握されているのか、その辺ちょっとお聞かせ願います。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 災害備品の関係でございますが、リヤカー20台、発電機59台、投光器146台、担架82台、その他、小型動力ポンプ、チェーンソー等、自主防災組織において所有されている備品を確認しております。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） それで、今、各自治体とも組織づくり、つくっておるわけでございますけれども、実質名前だけというのが現状あるのではないかと懸念しているわけでございますけれども、その実態はどのように把握されているのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 現在の自主防災組織の結成自治会数は、90自治会のうち82自治会で、結成率は91.1%でございます。また、この活動内容につきましては、参加希望とか訓練内容など違いがあるということは認識しております。組織の活動実績は市のほうへいただいておりますので、平成23年度の状況を紹介いたしますと、訓練実施は230回、研修開催は約210回、資機材等の点検約640回、夜警などの巡視回数は1,000回以上になります。活動規模あるいは実施内容は当然重要ですが、今後25年度に完成いたします総合防災センターを活用いたしまして研修会等充実を図ることで、自主防災組織の機能強化を図っていきいたいと考えておるところでございます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） わかりました。

次に、11点目でございますけれども、今、防災というか、特に火災等で問題になっておりますけれども、持ち家とか新築、改築した場合に、4メートル以内に路地がある場合に問題になってきておりますセットバックの法律につきまして、市のほうはどのように取り組んでおられるのか、こういった見解をお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、お尋ねのセットバックについてお答えをさせていただきます。

建築基準法第42条に道路の定義がなされております。ご質問の持ち家の新築、改築の際に関係いたしますセットバックにつきましては、同条第2項で特定行政庁が指定した道路、これは4メートル未満の道路でございますけれども、に接する敷地に家を建築する場合は、原則として、その道路の中心から2メートルずつ後退したところ——自己敷地でも、その部分に建築等につくれないということになってございます——を建築基準法の道路として、その敷地を道路部分と見なされておるところでございます。なお、野洲市は特定行政庁の委譲を受けておりませんので、関係所管は滋賀県甲賀土木事務所となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） このセットバックにつきましては僕も二、三件ちょっと相談を受けているわけでございますけれども、現実、新築された場合にセットバックができないとか、ほったらかしな状況で進んでいる現状があるわけですがけれども、こういった点の指導ですかね、市としての立場では余り指導できないかもしれませんが、それらの周知と指導はどのようにとらえていかれるのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明） 先ほど申しましたように、最終的には特定行政庁は滋賀県甲賀土木事務所になりますけれども、当然その事前の段階で野洲市のほうにも担当のほうにご相談があります。だから、こういう建築基準法で定めがございますので、これを厳守していただきたい旨は厳しく指導しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 防災減災につきまして最後でございますけれども、市長の答弁が

ございましたけれども、行政といたしまして原子力災害対策につきましてどういった見解をお持ちなのか、その辺ちょっともう一度お伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 原子力災害対策につきましては、現在、県の地域防災計画の見直し作業が進められており、この結果を踏まえまして、当市でも市の地域防災計画の原子力災害対策編の策定とともに、対処マニュアルにつきましても整備を行う予定でございます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 国全体の問題でございますけれども、しっかりと取り組んでいただきたい、こういった思いでございます。

次に、話題を変えて、求められておるコンパクトシティの展開についてお伺いさせていただきます。

東日本の大震災でございますけれども、まちの再生が今進んでおるわけでございますけれども、持続可能な形態といたしましてコンパクトシティというのが今話題になっております。全国の自治体が高齢社会への対応や財政破たんの危機などに直面する日本におきまして、持続可能なまちへの転換は全国的な課題になっておるわけでございます。

このコンパクトシティの特徴などをまとめまして、筑波大学のシステム情報工学研究科の谷口教授の考えといたしましては、次のようであります。コンパクトシティとは、住宅や学校、病院、商店街、行政機関など、暮らしに必要な機能を一定の地域内に集約されたまちのことで、鉄道やバスなどの公共交通機関を使えば、自動車に頼らず、歩いて生活することができるのが特徴で、主に中心街地に活性化や環境負荷の軽減などの観点から、取り組みが今進められておるということでございます。

東日本大震災の被災地におきましては、各自治体が復興計画を今策定していますけれども、岩手県や仙台市などにおきましても、このコンパクトシティの概念を盛り込む自治体が今目立っております。大震災で3,000人以上の死者が出た宮城県の石巻市におきましても、災害上の課題とともに、人口減少や高齢化の進行、コミュニティ機能の低下、経済活動の低迷や環境問題といった課題に対応するために、災害に強く安全で安心なコンパクトなまちづくりを表明しております。中心市街地エリアは多様な都市機能を集積させ、にぎわいのある新生中心市街地を目指す土地利用を推進するとしております。また、例えば宮城県の大震災で被災しました県内の全142漁港のうち、約4割に当たる60漁港を

拠点に、魚の確保や流通などの機能を集約することになっているとのごことでございます。共通して言えるのは、持続可能なまちの再生を目指していることでもあります。

東北地方は大震災の前から全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進んでおります。復旧、復興で震災前のように戻したいとしても、その集落や漁港などが将来にわたり存続できるかどうか見通せない状況が今続いております。まちの本格復興につきまして、地域住民の意思を尊重することが大前提でありますけれども、社会や経済環境、エネルギーなど、さまざまな観点から持続可能を考慮したまちづくりが今求められているところでございます。

人口減少や高齢化は全国の自治体が同様に直面している課題でもあります。コンパクトシティへの転換は全国的にも必要性が高まっており、世界に例を見ないスピードで高齢化が進んでいるこの日本におきましても、これは2011年度版の高齢社会白書によれば、日本の総人口のうち65歳以上の高齢者は約23%を占めておりまして、5人に1人が高齢化になっております。今後、高齢化の進展は、30年には高齢化率が32%に達しまして、実に3人に1人が高齢者となることが予測されております。このように、本格的な高齢社会に対応した新しいまちの転換が急がれている状況でございます。

また、自治体の多くが抱えております大きな課題の1つが危機的な財政状況であります。郊外の開発が進みまして、まちが拡大するにつれまして、道路や上下水道などインフラを整備維持するコストが必然的に増大する、その財政負担が自治体に重く今のしかかっている状況であります。谷口教授は、自治体はもう財政制約的に新たなインフラに回せる予算は少なくなっていることから、このコンパクトシティに転換しないと将来財政が破たんする可能性があるのではないかと指摘されております。

そこで、本市におきましても、これは例外ではないと私は考えます。高齢化は着実に進んでおります。平成24年度版第1次野洲市総合計画の中でも、土地利用の計画の中で、このコンパクトな都市空間というのは少し触れておりますけれども、総合的に考えるときではないかと今考えております。そこで、2点ほどお伺いさせていただきます。

1点目は、本市の将来の計画といたしまして、このコンパクトシティに対する見解をお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） それでは、矢野議員のコンパクトシティに対する見解についてのご質問にお答えいたします。



コンパクトシティの発想につきましては、住宅地や大型店舗などが郊外に移ることなどによりまして中心市街地の空洞化、スプロール化が進む一方で、近年の少子高齢化に対応するために、市街地のスケールを小さく保ち、徒歩や自転車で行ける範囲を生活圏としてとらえ、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指すものであります。本市では、持続可能な都市形成を実現するために有効な手段として、今後コンパクトシティについての研究や検証を行っていくことは重要であると認識しており、昨年度見直しを行いました総合計画の中でも、都市機能を集約したコンパクトな都市空間がイメージできる内容といたしました。

ただ、一概にコンパクトシティと申しましても、持続するためにはそれぞれの地域特性に応じたスタイルの構築や条件整備などが必要で、単に都市機能を集約するだけでは十分とは言えません。今後、駅前整備のあり方や交通ネットワーク計画の策定などを通じて、本市におけるコンパクトシティの必要性や望まれるスタイル、実現可能性や期待される効果などについて検証し、課題等を整理し、方向性を定めていきたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） これからの取り組みでございますけれども、たちまち本市が抱えております野洲病院、野洲前の開発、また野洲西側の用途変更によりまして土地開発の件ですね、さらに分庁舎等々、こういったにぎわいのあるまちをつくろうということに今課題が集中しておりますけれども、この全体的な考えの中で、このコンパクトシティの対応ですね、その辺をどうとらえていったらいいのか、その辺ちょっと見解を伺わせていただきます。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） ただいまご質問いただきましたように、例えば、駅前の再計画でありますとか、南口の周辺の構想でありますとか、あるいは病院の検討といったことも今現在検討しておるところでございます。そういった中でも、少子高齢化の問題もありますし、先ほど申しました人口の減少化というものも着実に進んでおるといようなこととございますので、そういった視点をこういった構想の中には絶えず持ちながら、そういった検討会の場でも、そういう視点を踏まえながらの検討をいただければと、このように思っておりますし、そういう提起もしていきたいと、このように思っております。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） それでは、次に行きます。

2点目でございますけれども、これは兵庫県の三方郡の新温泉町ですか、ここでエココンパクトタウン推進協議会というのを立ち上げてまして、こういったコンパクトに対する、ちょっと見解が違うかもしれませんが、こういった検討会等も進められておりますけれども、本市におきましてはこういった推進会議等々は持たないのか、その辺をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 兵庫県の新温泉町のエココンパクトタウンの推進協議会でございますけれども、これは再生可能エネルギーの活用促進など、エネルギーの地産地消を目指した協議会と、このようなことを聞いております。コンパクトシティそのものの方向性とは少し異なるもののように思いますが、市民参画によりコンパクトシティの推進を図るという意味では今後必要な取り組みなのではないかと、このように考えております。

ただ、現時点では、都市機能の集約や利便性の高い公共交通ネットワークの実現といった面での不安や疑問の声もございますので、コンパクトシティに対する市民の理解がまだ十分とは言えないのではないかと考えております。そのため、今後、総合計画の内容に沿ってコンパクトな都市空間の形成や中心市街地のにぎわいといった、めりはりと秩序のある土地利用を目指す中で、コンパクトシティの必要性や効果についての検証を進めるとともに、将来的には推進協議会の必要性などについても調査研究していきたいと、このように考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） ありがとうございます。

次に、大きな3点目に行かせていただきます。スポーツを通じまして、新たな観光、交流の取り組みにつきましてお伺いさせていただきます。

近年、まちおこしのコンテンツの1つといたしまして、マラソンなど市民参加型のスポーツイベントや観戦型スポーツイベントの開催、あるいはスポーツ合宿、キャンプ誘致などを実施することで生まれております経済波及効果に地域が注目し始めております。これは電通と早稲田大学による共同調査によりまして、地方自治体におけるスポーツ施策のイノベーション調査によれば、多くの自治体がスポーツを通じまして地域活性化に高い関心を持ち、従来の健康や教育といった効果に加えまして、観光スポーツ関連産業振興といっ

た経済的な効果をスポーツ施策の目的とする自治体がふえつつあります。スポーツによる地域活性化と、その経済効果を求める自治体が今後さらに増加すると予想されております。

例えば、さいたま市では、スポーツ分野で新たな観光交流人口拡大を図るため、市のスポーツに関するセールスや関連マーケティング活動を専門的に展開する組織といたしまして、本格的スポーツコミッションとしては国内では初となります、さいたまスポーツコミッションを2011年10月に設立しております。また、国レベルにおきましても、スポーツ基本法が2011年6月に、これは制定されております。観光庁がスポーツ観光推進室を設置するなど、スポーツを取り巻く新しい動きが活発化しております。

その中で、公明党といたしましても、スポーツ振興政策を総合的に推進する観点から、これは平成23年6月24日成立スポーツ基本法の制定に積極に取り組んできたところでございます。これからの日本の復興にスポーツと観光の果たす役割は大きいものでありまして、その両者が融合したスポーツツーリズムの一層の推進が図られることが期待されております。つきましては、この観光庁が主催するスポーツツーリズム推進連絡会議が2011年6月にまとめました、スポーツツーリズム推進基本方針のさまざまな事例を参考に、このスポーツを通じました観光価値の創造を図っていく地域発の積極的な取り組みがこれから重要と考えております。

本市におきましても、スポーツツーリズム推進基本法に基づきまして、スポーツを通じまして観光活性化が重要ではないかと考えております。そこで、次の点を伺わせていただきます。本市におきまして、観光協会とスポーツ協会との連携等はどうされているのか、こういった点の見解をお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 本市の観光物産協会とスポーツ団体の連携についてでございますが、現状では、市内のスポーツ団体は、市民の健康増進や競技力のレベルアップを目的に活動をされておられます。スポーツと観光振興という観点は低く、観光物産協会との連携がない状態でございます。

ただ、観光物産協会では、これまで希望が丘文化公園や総合体育館で開催をされました全国大会などのスポーツ大会につきましては、主催者からの飲食物や物産品の販売の依頼があったときに、会員等に出店を呼びかけさせていただきまして出店を協力しており、今後もこのような手法で観光物産振興を図ってまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 答弁では全然連携がないということでございますけれども、今後の野洲市の状況を見た場合、そこまでは今のレベルでは大変かとは思いますが、これからちょっと前向きに考える、そういう考えはお互いのスポーツと観光協会の連携とか、こういったのは考えられるか、そういった点をもう一度見解をお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 先ほどもお答えをさせていただきましたように、連携という言葉では明確なところがございませんけれど、今日までそれぞれの必要性あるいは力量に応じた形で協力、連携をしておるところでございますので、引き続いて、よい形で双方のメリットが出るように努めてまいりたいと思います。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） では、2点目でございますけれども、先ほど、さいたまスポーツコミッションという、こういう仕組みがあるということで紹介しましたけれども、これスポーツとツーリズムですね、こういった融合を目指すべき姿がさまざまございますけれども、本市におきましての方向性、そういった点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） スポーツツーリズムは、比較的規模の大きなスポーツイベントを誘致いたしまして、その来訪者に地域の観光や物産に関心を持ってもらおうということ、あるいはまた地域で体験できるスポーツを観光資源として位置づけ、育成して、地域経済の活性化につなげようというものでございます。ご提案のさいたまスポーツコミッションのような場合ですと、数万人を収容できる大規模なスポーツ施設を有している地域でございますが、誘致等を支援する組織づくりを確立しております。これに対しまして、本市ではそのような大規模な施設はございません。

また、仕組みづくりについてでございますが、市単独でというよりも、もっと広域で取り組んでいく必要があると考えております。本市の場合、現状といたしまして、県外から訪れていただく方のスポーツの大会が、主に希望が丘文化公園や総合体育館で開催をされておりますことから、こうした企画や大会を通しまして、市の物産品の販売や観光全般のPRができる機会を設けてもらえるように努め、少しでも来訪者と観光物産振興を結びつけていきたいと考えております。また、総合体育館では、開催をされておられますプロバ

スケッチボールのbjリーグでございますが、こういったものとの連携についても検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 少し前向きな答弁になりかけつつあるんですけど、先ほどおっしゃってましたプロバスケットですかね、こういったものをうまく利用すれば観光と結びつけられるんじゃないかと思うんですけども、このbjリーグですね、こういったものとの連携を具体的にどういうふうに、構想があるようでしたらちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 現在、具体的なものとしてはございませんけれど、そういった資源がございますので、運営しておるところとの協議等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） じゃ、次の3点目に行きます。

今、妓王寺を中心にした観光が、毎日かなりの方が来られている状況でございますけれども。こういったうまいこと利用しました、例えばイベントといたしまして、妓王寺・妓王井川散策市民マラソンなど、これは僕の考えなんですけれども、例にすればですけれども、こういった点をちょっと企画してみればどうかと思うんですけど、こういった点についての見解をお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまご提案いただきました妓王寺・妓王井川散策市民マラソンでございますが、これにつきましては地域の道路も狭く、またマラソンコースとして設定するには安全上を考えると危険であると考えられます。むしろ、妓王寺や妓王井川沿いなどの史跡をめぐるハイキングやウォーキングの方に、これらのところにつきましては人気がございます。現在も、妓王寺や観光物産協会では、コースとともに見る、食べる、買うなどの魅力ある場所の紹介をしておりまして、多くの方にご利用いただいております。現在、妓王寺へ来訪される方でございますが、月に1,600人となっております。今後まだまだ増加する傾向にあります。この機会を活用して、一層のPRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 市民マラソン、僕が例えばという話をさせていただきますけど、市民マラソンというのはいろいろ構想がつかれるわけございまして、こういったような要するにイベントを仕掛けまして観光を呼ぶという、こういう構想がないのかどうか、その辺の見解をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ご指摘のマラソンとはいきませんが、そういった視点で何かできないかということも絶えず視点に置きながら、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 最後に、4点目でございます。

本市におきまして素晴らしい、守山と共同でございますけれども、サッカー場があるわけでございますけど、これがうまく活用されていないような気がするんです。観光を呼ぶ、本当にこれは大事な宝ではないかと思うんですけれども。一度、市長杯ですかね、野洲高が優勝したとき、そういったイベントも何か置き去りにされた状況がありますけれども、この辺の取り組みというか、こういうサッカー場を使ったイベント等は考えておられるか、こういった点もお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 野洲川の歴史公園のサッカー場につきましては、2005年9月のオープン以後ですけれども、多くの方にご利用いただいているというところでございます。主な利用内容としましては、県内の方を中心に練習場として活用されておりますし、関西の女子サッカーリーグとか高校総体、また県社会人リーグの公式戦も行っていただいております。ご提案いただいております観光発信といたしましては、現在はクラブハウスに併設しております田園空間センターに観光パンフレットを設置しているということにとどまっているということでございます。

今後のことでございますけれども、現クラブハウスという機能面というのが、どちらかといえば練習用というような機能、設備になっているところでございますけれども、少し新たな観光発信ということで、守山市と共同経営ということで進んでおりますので、限定

的な発信になるかもわかりませんが、ちょっと両市で、今後の可能性ということ踏まえて、再び訪れていただけるような発信も検討できればと思っております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） これは守山市と共同になるかと思うんですけど、以前に聞いたことがあるんですけど、守山駅からも野洲からでもかなり交通の便が悪いというのは聞いているんです。そんな中で、宿泊施設等々も必要ではないかということもお聞きしたことがあるんですけども、その辺の考えは、守山市と共同しながらそういったことも考えられるのか、その辺を最後にちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（南出儀一郎君） 少し、今もご利用の状況というのはやっぱり近隣を中心にご利用いただいているということですので、現施設で言うと宿泊というのはちょっと考えにくいと考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第2号、3番、井狩辰也君。

○3番（井狩辰也君） 3番、井狩辰也です。私のほうから、元気な学校づくりマスタープランの学習面における取り組み状況について質問します。

本年3月の平成24年第1回定例会において、教育長から平成24年度の教育方針が示されました。その中で、将来の明るい展望を持つ教育行政の推進のために、平成23年2月に策定された野洲市教育振興基本計画で示されました基本的な方向に沿って、次の6つの施策を柱とする具体的な取り組みを発表されました。1つ、元気な学校園の創造、2. 安心・安全の教育環境と子どもの居場所づくり、3. 人権を尊重するまちづくり、4. 生涯学習・生涯スポーツの充実、5. 文化遺産の継承と豊かな文化の創造、6. 教育委員会の活性化、以上の6つです。この6つの政策に沿った元気な学校を実現するために平成23年度3月に元気な学校づくりマスタープランが策定され、本年度で2年目を迎えました。この元気な学校づくりマスタープランの学習面での取り組みについて、以下4点について質問いたします。

1. 元気な学校づくりマスタープランの4. 取り組みの方向にある、確かな学力の向上の学力の①学力向上プランの推進に本市独自の学力調査を実施とあります。これは小学4

年生と中学1年生を対象として実施されましたが、その結果をどのように分析されたか伺います。次に、また基礎的、基本的な知識、技能の習得を徹底するため、長期休業中の補習教室や質問教室等の実施に向け取り組みますとあり、本年度まで市内4校で実施され、平成25年度から全校で実施される予定であります。現在の市内4校での実施状況、その成果をどのように考えているか伺います。

2、次に、言語活動の充実の中に、言語活動の充実は今回の学習指導要領改訂における重要な改善点とあり、子ども読書の推進に取り組むとありますが、学校図書館の蔵書のデータベース化の進捗状況を伺います。また、平成23年度において各学校の図書館ボランティアや読み聞かせボランティアの活動に対する支援について検討が行われましたが、その進捗状況を伺います。

3点目に、世界が小さくなり国際社会が進むにつれて、国際教育の推進がますます重要なこととなります。また、野洲市の教育方針のコンセプトは、郷土に根ざして世界へ羽ばたく人づくりであります。現在の本市における国際教育の具体的な取り組みを伺います。

4点目として、今回の学習指導要領の改訂に伴い、小学校及び中学校の授業時数が約1割増加しますが、各学校はどのように対応されているか伺います。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、井狩議員のご質問についてお答え申し上げます。

まず、第1点目の学力向上プランの推進についてですが、本市独自の学力調査につきましては、平成23年4月13日に第1回野洲市小・中学校学力学習状況調査を小学校4年生と中学1年生、調査教科は国語科と算数・数学科で、漢字、計算力の基礎学力の習得状況を調査いたしました。調査の結果は、国語科では、生活に密着した語句の習得はおおむね良好ではありましたが、抽象的な語句やローマ字の理解が不十分なことなどがわかったところでございます。また、算数・数学科では、計算力等の力はほぼついていけると言えるものの、正答率の低い児童・生徒については生活経験と数量の概念との結びつきが弱いという実態や、関係式をつくるなど数学的思考に課題があることに明らかになりました。これらの課題を解決するために、授業におけるノート指導の重要性や家庭学習の改善が必要なが見えてきたところでございます。

また、読書活動の推進が学力向上の一助となることもわかってまいりました。今年度、各校において、我が校の学力向上プランを見直しまして、各学校の実態に応じて、これらの課題に対応した方策を、4月以降教育実践を行っているところでございます。



次に、長期休業中の補習教室、質問教室の実施についてでございますが、昨年度は3中学校と1小学校がモデル的に実施をいたしました。中学校では、全学年生徒から特に学習支援の必要な生徒に声をかけ、夏期休業中に4日から5日間、各学校で実施をいたしました。小学校では、夏期休業中に3日間、参加を希望する2年生以上の子どもたちを対象に、午前中の2時間実施をいたしましたところでございます。指導内容は、小・中学校とも算数・数学科を中心とした基礎学力の向上を目指した取り組みでございます。結果といたしましては、子ども・保護者ともに好評でありまして、学校としても個々のつまずきを再認識することができる等の成果があったものと考えております。

次に、第2点目の言語活動の充実についてお答えをいたします。学校図書館の蔵書のデータベース化の進捗状況についてでございますが、プランでは27年度までの5年間で、野洲図書館と各小・中学校図書室をネットワークで結び、読書推進や調べ学習に役立つ図書等の資料をデータベース化する計画であります。現在、各校の図書室には複数台のパソコンが配置され、野洲図書館のホームページやインターネットでのいろいろな学習検索が可能となっております。各学校の施設改修が完了する25年度には、財政当局と協議をしながら学校内のLAN環境を整備し、図書室にある蔵書について、電算化に向けて順次整備を整えつつ、蔵書のコンピューター入力作業を進めてまいりたいと考えております。

また、学校図書館ボランティアへの支援につきましては、昨年度、市内全小・中学校の図書館ボランティアの方にアンケートを実施いたしました。ボランティアの方の思いや要望について実施をいたしましたところでございます。先ほどお答えいたしましたように、学校図書館のネットワーク構築もご要望としていただいております。今年度につきましては、ご要望が多かった図書館ボランティア対象の研修機会の確保や、図書館ボランティアと学校とのより一層の連携強化などの支援を進めてまいりたいと考えております。

3点目の国際教育の推進につきましては、ご指摘のとおり、野洲市では郷土に根ざして世界に羽ばたく人づくりを本市教育方針のコンセプトとしております。そのために、元気な学校づくりマスタープランに国際協会との連携等の具体的なプランを示してありまして、各学校で取り組んでいるところであります。国際協会と学校の連携につきましては、昨年度実績として、各学校の国際理解教育、外国語活動等への連携事業を年48回、また学校のクラブ活動等への支援を27回実施しております。

最後に、4点目の学習指導要領の改訂に伴う授業時数増加への対応についてお答えをいたします。小学校では昨年度、中学校は本年度より、新学習指導要領によります教育課程

を全面実施しているところです。ご質問の教科の授業時数の約1割増加に対する対応といたしましては、各小・中学校とも学校行事を精選すること、また週当たりの授業のコマ数を小学校の低学年で2コマ、中・高学年で1コマ、中学校では各学年とも1コマ増加をしたりすることで対応をしております。なお、中学校3年生におきましては、卒業式の実施時期等の関係で中学校の教科の標準時数を満たすのに極めて厳しい状況であることから、今年度より各学校とも2学期の始業を8月下旬に前倒しする計画でございます。

以上、井狩議員のご質問へのお答えといたします。

○議長（田中良隆君） 井狩辰也君。

○3番（井狩辰也君） 今の答弁で、おおむね順調に元気な学校づくりマスタープランの進行計画に沿って進捗されていると思います。特に、学習補習授業等、好評だということですので、ぜひ引き続き続けていっていただきたいと思います。あと、授業時数がふえるということで、2学期の始業が8月下旬になるということですので、ぜひ混乱がないように注意していただきたいと思います。

次に、再質問させていただきます。文部科学省のホームページに「中学校等の新学習指導要領の全面実施に当たって」というタイトルで、文部科学大臣からメッセージとして、平成24年4月6日付で掲載されておりました。その中で、確かな学力として、基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決させるために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視するものである。各学校においては、このことを改めて確認するとともに、新しい学校指導要領の趣旨を十分に踏まえた教育活動を進められたいとありました。この中で、私は主体的に学習に取り組む態度を養うということが大変重要なことだと思います。これは、まさに学習意欲の向上であります。意思あるところに道は開けるという言葉がありますように、生徒一人一人の学習意欲の向上が学力の向上の根幹であると思います。元気な学校づくりマスタープランの具体的な取り組みの中で、現場の先生方が生徒一人一人の学習意欲の向上をぜひ強く意識して取り組んでいただくことが必要だと思います。そして、そのことは元気な学校づくりマスタープランの中にあります学校の最大の教育資源である教師力の向上につながると思いますが、教育長の見解を伺いまして私の一般質問とします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、井狩議員の再質問にお答えを申し上げます。

ただいま議員のほうからもございましたように、主体的に学習に取り組むこと、それは

とりもなおさず生徒一人一人の学習意欲の向上が非常に大事だと、こういうご指摘でございました。そのとおりであろうかと、そのように思います。

野洲市におきましては、元気な学校づくりマスタープランをもとにいたしまして、各学校の学力向上プランというのをつくってございまして、これを毎年改善しながら各学校とも学習意欲の向上に向かう具体的な取り組みを行っているところでございます。各学校では、生徒たち、あるいは児童たちには、こんな学習がしてみたい、あるいはこんなものに挑戦をしてみたいというような、そういった魅力ある授業を行うことが大切であると、このように考えております。また、そういった授業を基礎にいたしまして、家庭や地域で自分でもやってみたいというような、行動に移せるような、そういった意欲を育てることが必要であろうと、このように考えております。学習意欲の向上には、私は一言で言えば、子どもたちが夢を持つこと、目標と言ってもいいかと思いますが夢を持つこと、そして大人が子どもたちに夢を語ること、それによって子どもたちの意欲が向上するのではないかと、私はそのような見解を持っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩いたします。再開は午後 1 時とします。

（午前 11 時 22 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

なお、報道機関より写真撮影の申し出があり、許可しましたので報告いたします。

それでは、一般質問。

次に、通告第 3 号、第 7 番、中島一雄君。

○7 番（中島一雄君） 第 7 番、中島一雄でございます。私は、次期市長選への出馬表明についてと国道 8 号バイパス整備促進状況についての質問をいたします。

初めに、山仲市長に次期市長選への出馬表明について考えをお伺いいたします。山仲市長は、平成 20 年 10 月の市長就任以来、3 年 6 カ月余が経過いたしました。この間における選挙公約であるマニフェストの達成状況を検証しますと、全 134 事業のうち 87.3% の 117 事業が完了あるいは計画どおり進捗しているという状況であります。特に厳しい財政状況にもかかわらず、全小・中学校の耐震化 100% 達成、学童保育所の倍増、クリーンセンター更新実現に向けての取り組み、また総合防災センター東消防署新築工事に向けた取り組みなど、いずれも市民の安心・安全がより明確に実感できるようにな

りました。また、野洲駅前の土地買収により、野洲市の今後の発展に大きな期待を感じることができるようになりました。また、行政上のあらゆる情報の積極的公開により、市民にとって市政がより身近な存在になった3年6カ月余でありました。

さらに、前述のように顕著な実績を築いてきた一方で、新年度の予算編成につきましては、財政健全化集中改革プランの検証結果を反映するとともに、予算編成過程における情報を積極的に提供され、徹底した透明性の確保に努められ、市民の皆様にも参画していただきながら作業を進められ、財政再建への道筋をつけるなど、その行政手腕、実行力は、まさに5万市民の期待を満足させるに十分であると思います。

しかし、これらのすべての実績は、山仲市長にとってはもちろん野洲市民にとりましても道半ばであり、決して到達点でないことは明らかであります。山仲市長が提唱する「住んでよかったまち」を実現するためには、山仲市長のさらなる活躍が不可欠であると考えます。山仲市長には健康に留意され、来たる10月の野洲市長選への出馬を期待しておりますが、山仲市長の意向をお伺いいたします。

次に、国道8号バイパス整備促進についてお伺いいたします。野洲市発展に不可欠の幹線道路整備は、国道8号野洲栗東バイパス、大津湖南幹線など、いずれも全くめどが立たない状況が続いております。国道8号野洲栗東バイパスの整備促進に関しては、これまでも議会で幾度となく質問、答弁が繰り返されてきました。その結果は、そもそも市当局に当事者意欲が欠如していること、どうしても実現しなければならないという覚悟と熱意が希薄であるということを示すだけであります。この間、国道1号水口栗東バイパスは暫定ながら部分供用され、また大津湖南幹線も守山地先まで一定の整備が進んでおりますが、野洲市内は国県の整備対象から取り残された感が否めません。

本年2月5日、国道8号線の慢性的渋滞を解消するため、守山、栗東、野洲の3市が国道8号野洲栗東バイパス整備促進期成同盟会の設立総会が開かれました。また、今までに何回か同盟総会が開かれておりますが、今さら言うまでもなく、同バイパスは野洲市小篠原栗東間手原を結ぶ4車線の4.7キロで1982年に事業計画化され、その後、2000年に都市計画決定されていたものの、30年間も大きな進展がありません。去る5月3日に開催されました議会懇談会、市民活動支援センターにおいてでございますが、参加者から国道8号バイパス整備にかかわる意見が出されましたが、その多くは早期の整備実現を切望する一方で、計画発表から30年が経過していながらいまだに整備の可能性が見えてこないことに対する失望と怒りであります。

この整備のおくれは決して野洲市的要因だけではなく、地元自治体の熱意の欠如と比例しているのではないかと考えさせられます。国道8号線バイパスの停滞は野洲市発展の停滞そのものと言っても過言ではありません。私は、現在の国道8号線は、東海・南海・東南海地震発生時に、避難救援復興の大きな支障となることは容易に想定可能であるにもかかわらず、危険感を感じさせない現在の道路行政に対して失望と怒りを感じております。国道8号バイパス整備は、野洲市の発展の市民の安全性確保に不可欠であり、かつ喫緊の課題であると認識しておりますが、野洲市の認識を確認したいと同時に、今後の整備の実現に向けた実効性が感じられる決意をお伺いいたします。

次に、先日、野洲市道路交通ネットワーク構想検討委員会設置についての説明を受けました。私は、検討委員会の必要性を否定するものではありません。しかし、少なくとも、湖南地区において極めて重要度、緊張度が高い国道8号野洲栗東バイパス整備の事業化を実現することなく、その責任の所在も不明確なまま、原因の総括もせず、30年間ほとんど画餅状態に放置してきた国交省、滋賀県、野洲市が今さら何を検討しようとするのか、この検討委員会は、野洲市の道路行政が国道8号バイパス整備を含めて一定の進捗があった後、さらに次なる道路整備のため委員会として位置づけるべきではないか、お伺いいたします。

以上であります。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 中島議員の次期市長選への対応についてのご質問にお答えをいたします。

ただいま中島議員のご質問におきまして、私の市長就任以来の取り組みに対し高いご評価を賜りまして、まことにありがとうございます。そして、その上で、先の3月議会の代表質問に引き続き、改めて今年秋の市長選への意向をお問い合わせをいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

マニフェスト、もっと野洲21計画に基づき、野洲市の計画としてマニフェストロードマップを策定し、まちの元気と安心の実現を目標に取り組みでまいりました。あわせて、クリーンセンターの更新や野洲病院問題を初め、潜在あるいは先送りとなっていた諸課題の解決にも積極的に取り組んでまいりました。さらに、透明性、市民主体、手続と結果の双方を重視するなど、まちづくりの仕組みを地道かつ着実に改善してまいりました。その結果、目標としておりました成果は上げられたものと考えております。これも、市民及び

議員の皆様方のご理解とご協力、あわせて職員の熱心な働きによるものと深く感謝申し上げます。

成果の幾つかを挙げますと、ご指摘いただきましたように学校の耐震化、学童保育所の倍増と待機児童の解消、こども園の整備、特別支援教育の充実、景観条例制定による景観行政、在宅医療手帳による病診連携、新クリーンセンター整備、コミュニティバスの直営化と路線の拡大、市民生活相談の強化と就労支援、野洲駅前民有地買収と周辺整備の推進、ものづくり経営交流センターの設立と企業の支援、市街化区域の拡大、新病院整備可能性の検討、国道8号線バイパスの整備促進等であります。

ご指摘いただきましたとおり、やりかけ、また残された課題は多くあります。常々申し上げておりますが、まちづくりの役割は奇をてらった注目を浴びる施策を行うことではなく、地道、着実に伸びようとする市民への成長の支援と、困難な状況にある市民の方々への自立支援、そして秩序と安全を守ることです。住んでよい、住み続けたいまち、その実態は、野洲のまちでの日常の生活そのものが元気と安心を増進してくれることだと考えております。あえて医療や薬に頼らなくても日常の食事が健康保持につながる、いわゆる医食同源という考え方がありますが、それに通じる考え方かなというふうに考えております。これらの考えをもとに、野洲の元気と安心を伸ばすをテーマに、ことし秋の市長選に臨ませていただきたいと考えております。

次期の主な施策といたしましては、まずは市民が市政に、また市民同士が信頼し合い、まちづくりに参加できるように、市政の透明性、公正、公平性と市民参加のまちづくりの推進を第一に考えております。単に民意に添うということも大事ですが、市民すべてが情報を共有し合って合意形成を図っていく市民参画のまちづくりを進めてまいります。そのほか、市財政健全化プランの策定と実施、特別支援教育の継続的な改善、こども園の整備、学童保育所の持続的な運営、病院整備可能性検討を含めた市民のための中核的医療サービスの提供、病診連携、老健施設整備を含めた高齢者介護の充実、新発達支援センターの整備、新クリーンセンターの平成28年度操業に向けた整備、野洲駅前周辺整備、雨水幹線事業等による治水安全度の向上、土地利用計画と交通道路ネットワーク構想の推進、祇王新駅と周辺まちづくり構想の可能性の検討、良好な景観の保全と想像、琵琶湖資源の利活用と観光振興、心豊かで健康な市民生活のための文化とスポーツの振興、市民生活相談の機能の向上、ものづくり経営交流センターを生かした企業立地と定着の促進、そして国道8号線バイパスの早期整備であります。

皆様方の一層のご理解とご支援を心よりお願い申し上げまして、中島議員のご質問に感謝しつつ、ご答弁とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、中島議員の2点目の国道8号バイパス整備促進につきまして、お答えをさせていただきます。

国道8号バイパスにつきましては、昭和57年度に事業化、平成12年5月26日には都市計画決定をされまして、平成19年2月に現地測量及び地質調査を行いまして、予備設計に至っております。現在、地元ではバイパスの構造等について合意形成を図るべく、国道事務所とともに、地元対策委員会や関係自治会へ再三協議を重ねているところであります。

近隣の守山市におきましては、平成23年2月に道路幅ぐいの設置は終わっております。また、栗東市の大橋地区におきましても、本年5月9日から18日にかけて道路幅ぐいを設置されました。この幅ぐい設置につきましては、国土交通省特有の工程上の表現でありまして、関係する地域の設計協議が終了する、すなわち地域の了解が得られたので現地にこの区域がバイパス用地になりますという幅ぐいを設置するという、大きな意味を持つ工程であります。国土交通省も、本市といたしましても、この幅ぐいを設置できるよう関係する地域と協議を重ねてきたものであります。本市につきましても、一部でも幅ぐいの設置ができるよう、地元対策委員会だけでなく、関係いたします自治会や地域全体の説明会を公開で開催いたしまして、意見交換会を実施して、道路幅ぐいの設置に向け全力で取り組む決意であります。

また、栗東の状況につきましては、都市計画道路の見直しと構造の検討も含めて検討をされているところであります。野洲市としてはバイパス機能の発揮と地域交通の円滑化の観点から、全線高架構造が望ましいと考えておりまして、栗東市の動向を注視していきたいと考えております。

次に、野洲市道路交通ネットワーク構想検討委員会についてのご質問にお答えをいたします。議員ご指摘の、国道8号バイパス整備後一定の進捗があつての検討会としての位置づけをするべきではないかとの質問でございましたが、そもそも国道8号線の現状は、1けた国道の幹線道路でもあるにもかかわらず、朝夕の渋滞が課題となっております。その解決には、交通の性質の分類と中長期計画に基づく道路整備のために、道路交通ネットワークが必要と考えております。また、新たな交通結節点や、将来のまちづくり計画も視野

に入れた野洲市の道路交通ネットワーク構想を検討するものであります。

さらに、国道8号バイパスの北進の延伸につきましても、位置づけを検討するものでございます。野洲市を起点として近畿や日本全国とつながる時間的距離感覚での広域的な交通ネットワークを構築し、中長期の道路交通網の検討をするものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 中島一雄君。

○7番（中島一雄君） 初めに、市長の出馬表明についてでございますが、非常に力強い出馬表明に感銘をいたしました。山仲市長が提唱される、住んでよかったまち、また元気なまちを実現するために、さらなる挑戦をしていただき、ますますの市長の活躍を期待するものであります。以上であります。

次に、国8バイパスでございますが、いろいろとご回答いただきましたが、平成19年2月に現地測量また地質調査を行い予備設計に至っているとのことではありますが、国道事務所とともに地元対策委員会や自治会と再三の協議を重ねているところでありまして、地元との協議内容についてお伺いしたいと思います。

どの範囲が地元、市内のバイパスルートに係る自治会は何自治会あるか。それと、その中の進捗状況についてお伺いしたいと思います。まず1点。

その次に、守山市は23年2月に道路幅ぐいの設置を完了していると、また栗東の大橋地区においても道路幅ぐいを設置しているとの、地元了解も得られたとのことでしたが、野洲市は関係する自治会、地域全体の説明会を開いて意見交換をして、道路幅ぐいの設置に全力で取り組むとのことではありますが、目途はいつごろ立つのか。それと、それに関係する用地買収、直結するのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

それと、次にネットワーク構想の検討委員会についてでございますが、朝夕の渋滞が課題との答弁でございますが、その根本原因は検討するべきでもなく明らかに国道8号線の渋滞であります。その根本原因を30年間解決もできないまま次の課題に入るのはおかしいのではないかと聞いているのでありまして、その回答になっていないのではないかと。何も私は委員会の必要性を否定するものではありませんが、その辺のところをお伺いしておきたいと思っております。

それと、もう一つは、栗東市としての都市計画道路の見直し、また構造の検討をしているとのことでしたが、もう少し具体的に説明をお願いできればと思っております。

以上でございます。



○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。大きく4つの質問があったかなと思っています。

まず1点目ですけれども、この国道8号バイパス、市内の幾つの自治会に影響があるかという質問でございます。関係いたしますのは、妙光寺、小篠原、行畑、大中小路、小中小路、七間場の自治会でございます。今のところ、妙光寺、小篠原、行畑、大中小路につきましては、ある程度ご理解を賜っているというふうに考えておりますが、小中小路と七間場につきましては課題があるということでございますので、その状況からご説明をさせていただきます。

七間場につきましては、野洲川に橋梁が架設をされるということもございまして、構造形式についてはほぼ同意を得ておる段階でございます。ことしの1月21日に、過去より課題案件となっております信号への課題、また測道、国道8号バイパスから横に測道ができますけれども、その一方通行の問題。また、前の県道小島野洲線が渋滞をする可能性がございますので、そのときに、やっぱり地域への通り抜けの車両の対策等が課題になってございました。この問題につきまして、守山警察署の交通課の係長も同席をいただきまして説明をしていただいたところでございます。また、3月24日には、前回課題となっております新幹線のガード下の構造といたしますか、それを説明させていただいたとともに、七間場より出されておりました要望書の回答案を滋賀国道事務所より提示をされました。この内容につきましては、まずは先ほど出てましたけれども、交通安全対策の安全関係及び環境関係といたしまして、通行の際の、やっぱり国道8号バイパスになりますので、かなり通行量が想定されますので、その際の騒音、振動、粉塵問題、また一方ではアスベストが飛散するということが想定されますので、その対策が主な内容でございました。

小中小路につきましては、3月16日に対策委員会の説明をさせていただきました。また、6月4日には、対策委員の方々と小中小路の総代の方、またあのバイパスに近接いたします10組の方々に説明をさせていただきました。出ておりました課題につきましては、懸案事項であります高架構造と、それに関連いたします三上山の眺望に対する景観問題、また10組の一番近接する土地からバイパスへの距離に対する要望が出されておりました。小中小路につきましては、やはり平面構造ということを要望されておりますので、それとバイパスへの距離に対する課題、これが大きく2つの課題が挙がっておりました。

以上が、大体説明会の概要でございます。

次に、2点目の幅ぐい設置の目途と、これが用地買収と直結するののかという質問でございました。幅ぐいの設置につきましては、何とか国土交通省と連携しながら年内を目途に全線幅ぐい設置に向けて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。用地買収の直結につきましては、幅ぐい設置が完了いたしますと、次に用地測量、用地買収の工程に進むこととなりますので、この工程に進んでいけば用地買収に直結するというふうに考えられます。

次に、道路ネットワーク構想の中で、国道8号が渋滞の根本であるにもかかわらず、それを解決せずにこの構想に着手するのはおかしいのではないかというご質問でございました。ご指摘のとおり、野洲市の渋滞はやはり国道8号線の渋滞が根本であります。その渋滞の解決を図るために現在バイパスの整備を進めているものでございまして、また道路交通ネットワークの構想が必要と考えているところでございます。さらに、市内への市周辺市町へのアクセス道路網の位置づけも必要でございますので、その母線となるのは国道477号線や湖南幹線あたりが位置づけされると思いますので、こういった位置づけも必要なことから、今回構想を策定するものでございます。

最後に、栗東の見直しの内容をもう少し詳細にというお話でございました。この見直しにつきましては、去る6月8日に開催されました第2回の国道8号野洲栗東バイパスの整備促進期成同盟会の総会の後の意見交換会、いわゆる3市の市長と議長、県会議員さんを含めますメンバーと国土交通省の意見交換をさせていただいたわけですが、その場で判明したものでございます。少しややこしいんですけども、国道、今野洲川を渡ってすぐに信号がございます。次に、国道のところ、国道辻という信号がございます。次に、レンゴウの会社の前にT字路になってございます。あれが都市計画道路、これは栗東都市計画道路出庭林線でございます。あの道路が今はT字路になってございますけれども、いわゆる新幹線の国道側に計画されている、これも栗東市の都市計画道路の下鉤出庭線に結びつく計画であります。当然、途中で国道8号バイパスが横断するというか、そういう形になりますので、このバイパスが実は2メートルの盛り土構造になってございます。この都市計画道路、横断する都市計画道路は、アンダーパスによりまして立体構造で現在は計画決定が行われております。現在、当然、地元調整で栗東市の国道事務所が進めておられまして、今の考えではバイパスより新幹線の都市計画道路、今申し上げましたレンゴウから向こうへ行く国道8号線より、その国道側の向こう側は、できたら今のところは廃止

をしていこうと。それと、新幹線と並行する都市計画道路の下鉤出庭線は廃止を考えておられます。すなわち、今の予定では国道8号バイパスとT字路交差となる予定でございます。今のところ、先ほど申しました国道8号バイパスが2メートルの立体構造、盛り土構造になってございますので、今の予定ではこの都市計画道路の2メートル上げて平面交差を考えておられるというような状況でございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、バイパス機能の発揮と地域交通の円滑化の観点、すなわち国道8号バイパスは高規格道路でございますので、栗東インターへの信号がない直結方式ですね、いわゆる平面交差ですと信号がとまる、ということはかなり時間がかかる、直結方式でございますので信号がないということでスムーズに連結をするということで、野洲市としては全線高架構造が望ましいと主張しているところでございますので、この件に関しましては、この20日に滋賀国道事務所より説明を受ける予定をいたしております。

長くなりましたが、再質問のご答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 中島一雄君。

○7番（中島一雄君） ありがとうございます。いろいろと地元には、特に三上地区ですね、本当にご協力をいただかなければならないという状況、厳しい状況でもあります。また、一方では、平面構造を希望しておられるところもあるというようなお話も今聞かせていただきましたが、今後、30年間のブランクを、ぜひ現市長のもとに国8バイパスを実現していただきたい思いでございますので、特に改めて、再三申し上げますが、地元三上地区の方々には今後本当にご協力を、多大なご協力をお願いせねばならないことを、お願い申しあげておきます。

現在、野洲市内で恒常的に発生している渋滞の要因のほとんどは、何回も申しますが、国8の機能不能であります。その結果、特に通学時間帯には渋滞を回避するために車両が集落内を通過してございまして、国8の渋滞は集落内における日常の営みをもおどかしております。大震災を想定した質問もしましたが、この生活道路の安全確保は将来の想定ではなく、紛れもなく現在発生している問題でもございます。国とは違うんですけれども、これは滋賀県なんですけれども、国とは異なりますが、国道の問題ですので国のことなんですけれども、滋賀県は道路整備などに充てる交付金が大幅に削減されましたと、この道路整備に影響があることは間違いないと思いますが、県からの国に対しての要望のあり方を問題視するか、県出身の国会議員の力不足か、それはわかりませんが、厳しい状況でありま

す。知事、議長あてに要望書を、市長は国にも要望に出かけられまして、ぜひ国、県と予算を増強、確保を期待いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第4号、第8番、丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 8番、丸山敬二です。

それでは、一般質問、大きく2項目ありますけれども、その前に先ほど市長には力強い出馬表明をしていただきまして、我々としても安堵しておるといえるのか、本当にありがとうございます。

それでは、大きい質問の1点目ですけれども、まず今夏の節電施策はということで、お伺いをしたいと思います。昨年3月11日の東北大震災によります東京電力福島第一原発の事故以降、原発の再稼働はなく、各電力会社では原発が定期点検のため順次停止し、今では日本国内の原発稼働はゼロとなっております。特に、原発依存度の高い関西においては、大飯原発再稼働に向けて動きはありますが、この夏の電力需要に対する供給は15%程度不足する、こういう見通しを発表しております。この供給不足に対して、大停電を避けるため計画停電もあり得ると言われる中で、野洲市におきましては市内産業界との電力不足に対する対応等についての情報交換が行われました。当日、私も傍聴いたしましたが、各企業において想定される問題点や自衛策、さらには電力政策についても意見交換がなされ、内容的にも実施された時期的にも大変よかったものと私は評価しております。

その中では、各企業の切迫した多くの意見が出されましたけれども、大飯原発が再稼働してもなお電力不足はある中で、本市として、この各企業または個人商店、さらには各家庭へ向けての節電要請について、どのような施策で取り組もうとしているのかをまずお伺いします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまの丸山議員の節電の関係につきまして、お答えをさせていただきます。

先の意見交換会では、大飯原発の再稼働問題が不透明な中、緊急的電力不足により想定される課題や対策について、1点目として電力不足によって想定される問題点、2つ目に電力不足に対応するための自衛対策、3番目に課題解決のための政策等について、3つのテーマで行われたわけですが、景気が回復基調にある時期の計画停電は経営などへの影響が大きいことや、わずかな停電であっても生産ラインの復旧に係るロスは非常に

大きく実質生産が停止してしまうといった生産上のリスク、また昨年夏の企業による節電努力への評価や生産現場での電力不足に対する風評などへの不審と不安といった、これまでの報道だけでは読み取れない現場の深刻な状況が報告をされました。改めて、電力需給状況の正確な情報把握と情報の共有化を図ることの大切さを痛感したところでございます。

こうした中で、市として、市民・事業者・行政が一体となって15%節電を達成すべく、経済産業省が電力会社管内別に一般家庭用と事業者とそれぞれに作成されました「夏季の節電メニュー」を活用し、広報誌、ホームページ等を通して、7月2日から実施される節電要請の呼びかけを行いたいと考えています。

また、一定の要件はありますが、国や県の外郭団体が無料で行っております、一般家庭や事業者それぞれが省エネ診断を受けられる事業もございますので、電力使用の軽減を図る重要な施策であると考えて、この事業の周知を図っていきたく思っております。

また、大飯原発3号機・4号機の再稼働が正式決定なされた場合、再度、夏季の電力供給対策が国から示されるであろうということを県から説明を聞いておりますが、フル稼働に至るまでには7月の中旬以降になるというような報道もされております。しかし、現状といたしましては、緊張感を持って15%節電対策の周知徹底を行ってまいります。

なお、現状でこの夏の稼働すべき発電所と大飯原発のフル稼働に不具合が発生しない場合は、国による他の電力会社からの電力融通の問題も関係してきますが、電力供給が不足する状態は回避できるのではないかとということに関西電力の関係者からも聞いておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 市としての啓発といいますか、そういったところはお伺いしました。やはり発電所も機械物ですので、故障というのは考えなければいけないということで、関西電力の側としても15%以上の節電ということで要請はしていると思うんですけど。

そこで、ちょっと一步踏み込んで具体的な話としまして、先日の、今部長の報告にありました産業界との意見交換の中の、それぞれの電力不足に対応するための自衛対策という中でも、照明器具の間引きやとかLED化というのが言われておりました。今、もう最近LED化、工場とか事務所、また家庭を問わずに、非常に省エネ電球への取り替えというのが検討されたり進んでおります。昨日のテレビの中でも、いわゆるLED化の電球の販売が非常にふえていると。それと、環境省も、白熱電球の生産販売はもう自粛してほしい

というようなことも言っているようです。既にメーカー側のほうとしても、もう白熱電球は停止して、そういった省エネ電球、LEDを含んだ省エネ電球、こちらのほうの生産に力を入れているということですが。ただ、LEDの電球にしてもまだ値段は高いと、そういうところでなかなか踏み切れないところもあると。しかし、これから値段は下がってくるだろうということと、昨日の報道を見てますと2年程で元は取れると、長寿命になりまして電力消費も少ないということで、2年ほどで元は取れるからぜひとも、こういう話がありました。こういう中で、こういったLED電球とかそういうのを採用した場合に一定の補助金を出すとか、その辺のことについて、節電を促進する上の施策の1つとして補助金を出すという考えについてはいかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまの省エネ電球の補助の関係でございますけれども、これにつきましては補助としては考えてございませんが、市では、節電というよりも地球温暖化の抑制を目的として、住宅の省エネルギー化を推進するために、省エネルギー住宅普及促進補助金を設けて助成を現在行っておるところでございますので、こういった施策を引き続いて行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） わかりました。特段これに限ってやれというのはなかなか難しいことですので、今言いました住宅の方とのセット物で、ひとつ地球温暖化と省エネということでぜひともPRして、補助金の方もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、先日、これは先月でしたか、新聞に東近江市が太陽光発電装置を設置するための公共施設の屋根やとか敷地を貸し出すと、こういう仕組みをこれからつくっていきたいというようなことが新聞報道されておりました。この本市においても、こういったことをやろうとする人には施設の貸し出しをするなり、また自らが太陽光発電を設置して、その施設の中の電力の一部を賄うとか、こういう取り組みについては何か考えはございますでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） まず、今おっしゃいました中での、公共施設での屋根の自らの太陽光発電の件でございますけれども、これにつきましては施設の規模や屋根、あるいは屋上等の問題もございます。可能な範囲内で設置をしているところがございます。

今後とも施設の更新計画等とあわせて、設置をしていきたいと考えております。

また、ご提案というか、屋上の太陽光発電の施設のために貸してはというご意見でございますけれども、これにつきましては一部の公共施設を利用しまして、市民協働事業としてモデル的に実証実験を既に行っておるところでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） わかりました。この東近江の場合も、こういった取り組み、要は地域の団体やとかNPOでやって、ここにも商工会議所やとかも入っているいろいろなやっていますけれども、その中で例えば地域通貨みたいなものを出してやるとか、そういったことも何か含んでいるようでございますけれども。今やっている、一部やっているということをお聞きしてますので、ぜひともそういったことが加速できるようにやっていただければいいかなと思います。

それと、節電の関係で最後にあれなんですけど、いろいろ関西電力も当然電気事業者として各家庭への節電のお願いというのをやっていると思います。先ほども、市の施策としてはそういったことで、7月からでしたか、やっていくということなんですけど。これ、1つ私の案なんですけど、一般家庭の節電の中で、よくエアコンの温度を28度設定とか、他の電気を消しましょうとかいろいろ言うんですけども、やはり人間って28度に設定しても暑いなと思ったらやっぱりちょっと下げようかというふうになるので、なかなかよっぽど意志の堅い方でないと難しいと思うんですけど。今、家庭でも液晶テレビがほとんどありますね。何台も複数台あると思うんですけど、あの影響テレビの輝度を調整すれば、かなり節電になるということで。あの輝度というのは、見た目は大して差はわかりません。ですので、1回セットしておけば、あれはそのままずっと節電につながりますので、ひとつ市としても家庭向けのPRの中にはそういうこともぜひ入れていただきたいと思いますが、何か家庭向けには広報誌みたいなものを使ってやるとか、何かあったんですか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 家庭向けの節電の要請でございますけれども、先ほども若干申し上げましたが、広報誌におきましては、この7月を予定しております広報紙の中で、「はじめなきゃ」ということで、環境シリーズでいつも載せておりますが、この中の7月号ということで、節電の対策トライということで、環境省が示しております節電のメニューから紹介をさせていただく予定をしております。1ページもので予定をしております。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○ 8 番（丸山敬二君） ありがとうございます。先ほど言いましたように、電力会社の方も冊子を使って、こういう、ちょっと手に入れてきたんですけども、やるようでございます。ぜひとも、今のところは目につくようにやっていただきたいなど。ぎょうさん書いとるのではなかなかわかりませんので、ひとつその辺はお願いしたいと思います。

それでは、次の質問にまいらせていただきます。教育行政についての関係ですけれども、まずその前に、昨日小学校の教諭の不祥事があったと、こういうことを発表されたようですけども、詳細については恐らくまた別途あるのではないかと思っております。ぜひとも、こういったところも原因を究明していただいて再発防止を図っていただきたいなど、まず冒頭お願いしておきます。

それでは、次に、野洲市の教育行政及びその施策についてということで、何点か質問をさせていただきます。教育委員会は、教育の政治的中立性の確保のために、市長から独立した執行機関として、地方における教育行政の担い手として非常に重要な役割を果たしています。地方自治法第 180 条の 8 では教育委員会に関する根拠、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中では教育委員会の設置、組織、教育委員会や市長の職務権限、または教育機関等が規定されております。市長、ここで、ちょっと私こんがらがっているとかややこしいのは、市長から独立した執行機関と言いながら市長の権限に属する事務の一部の委任とか、教育長、教育委員会、または事務局、職員も含んでとの関係が非常に複雑であると私は認識しております。大局的といいますか、大まかなところは理解できるんですけども、幾つかの教育行政、それからその具体的な施策についてお伺いします。私の疑問点というか、思っているところを話していただければなど、このように思っています。

まず、教育委員会には予算権はないとされております。野洲市教育委員会事務局組織に関する規則、これの事務文書を見ましても、予算に関することは書かれておりません。が、事務分掌票ですね、例の職員名簿ですけども、この中のところには予算・決算に関することとか、その課が所管する予算執行という言葉が使われております。この辺のことについても、ちょっと調べてみますと、告示によりまして市長の権限に属する事務の一部を教育委員会事務局の職員に補助執行させるというのがあって、恐らくこの解釈かなというふうに認識をしているんですけど、補助執行ということはどういうことなのか、非常にわかりにくいので。普通に補助と考えると、メインになるのがあって、それを助けるのが補助かなというんですけども、ここで言われる補助執行ということ、この辺をちょっとどうい



ことなのかお伺いしたいです。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 丸山議員の教育行政及び施策について、お答えを申し上げます。

まず、今ご質問いただきました補助執行と申しますのは、地方自治法第180条の2に定められておまして、地方公共団体の長が行政の能率化のためなどの理由から、長の権限に属する事務の一部を委員会に執行させることができるとあります。委員会の中でも、教育委員会におきましては、教育長、または教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管する教育機関の職員にその事務を執行させるというように解釈をして、現在事務をしておるところでございます。

以上です。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 何かその辺が非常にわかりにくいんですけど、要するに、市長の権限に属するのを教育委員会の事務局に委ねているというか、その事務局の職員さんは、教育委員会が採用した職員さんじゃなくて市の職員さん、他のいろいろな委員会と一緒になんですかね。わかりやすい言葉で言うたら兼務みたいな、そういう人にやらせるのを補助執行という解釈でいいんでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 予算の執行権が長にあるということございまして、教育委員会は、本来は教育事務というのが教育行政のみということで、予算執行権がないという中で、本来市長がやってもいいということなんです、専門的に教育行政を預かる機関が予算の執行をしたほうがより効果的、能率的に執行できるということが法の中で定められておまして、できるということになっています。

また、職員も兼ねる、市長部局と兼ねるということが出来ますので、それで出向して事務をさせていただいているということでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 大体わかりました。またいろいろ条例とか今言うた地方自治法やとか、いろいろ見てると、そういった事務の一部を委任するとかいろいろ書かれていますので、そういう言葉だけでは非常にわかりにくいので。今ので、大体わかりました。先ほど言いましたように、補助とかいうんじゃなくて、兼務というぐらいの認識をしておけばい

いのかたと、このように思っています。

じゃ、次に行かせていただきますけども、新学習指導要領が小学校では23年度から、中学校では平成24年度から全面実施ということになっておりますけれども、その中で、中学校では体育で武道が必修になったと、24年度からですね。そういうことで、今年度の教育方針の中を見たところ、24年度からの目玉だと思うんですけども、この体育が必修になったということが書かれてなかったように思うんですけど、その辺はなぜ書かれてなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 新学習指導要領では、ご承知のように、子どもたちに生きる力を育むために授業の時間を増加するとともに、教科内容の充実が行われたものでございます。その改正の一環として、保健体育の授業で武道というのが必須になったというもので。本年度、完全実施が行われたということでございますが。既に、これの移行に向けまして、本市でも21年度から、教科でも新しい学習内容でも進めておりますし、今の武道の中の柔道においても実は全校で取り組んでおりますし、格技場のあるところは早くから取り組まれているということでございます。このようなことから、今回教育方針につきましては、これらを総じまして、本市の中で新学習指導要領のもとで取り組みをしてまいりますという表記にとどめているということでございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） その新指導要領というのが、21年でしたか、20年でしたか、にできたので、その中で含まれているやないかという、恐らくそういうことだと思うんで、個別のそこまでは書かないんだということであれば、ひとつそれはそれと理解をしておきまして、次へ行きます。

教育振興基本計画のことについてお伺いしたいと思います。教育振興基本計画の1のところ、計画策定の趣旨が書かれておるんですけども、その中で「本市においては、教育行政を総合的に点検、評価する本格的な枠組みが整っていない状況にあり」云々というのが記されております。次に、第4章の6のところ、実施段階のところ、このところでは、開かれた教育行政の推進というところでは「点検と評価を実施し、改善と充実に努める」となっております。これでは、先ほど言いました、要は計画策定の趣旨の中で枠組みが整っていなかったという反省をしている、ここを問題点やとらえているのに、実施段

階のところではそれをどうするんだということが書かれていないと思うんです。この辺をどう評価したらいいのか。要は、同じ文言で、「点検と評価を実施し、改善と充実に努める」しかないですね。枠組みが整っていなかったという反省に対する取り組みというのがないんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 教育振興基本計画、23年度から5カ年で進めていこうという中に、おっしゃるように独自の点検評価としては、実は22年度まで進めておりませんでした。その反省を踏まえて、今回の計画の中で、年度ごとに事務事業の点検評価をしていこうということで、23年度分の点検評価ですが、評価委員さん3名を選出いたしまして、今評価委員さんによる点検評価事務は終えさせていただきました。それを踏まえまして、予定ではですけども、この6月、7月の定例教育委員会の中で、最終的には教育委員会が評価するというところでございますので、そこで委員の評価を得て、議会のほうに提出を、報告をさせていただくという形で今進めておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） たしかどこかに評価委員とかいうのを書かれてましたけど、それに関連して、その評価を今度する人に市民とか何かそういう言葉があったように思うんですけど、それはどこか書かれてませんでしたか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 評価委員の委員選出につきましては、教育経験のある方、教育委員会に精通する方ということで、既に終えているということで元学校の校長先生の方と社会教育委員の方、そして教育行政に精通されているということで元行政職員の方、この3名の方をお願いしまして評価をいただいたというところでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） ありました。この基本計画の1番の、先ほど言いました計画策定の趣旨のところを書いてあるんですね。先ほど言いましたシステムができてなかったと、この中で、新しい点検評価の仕組みというのは「子どもや保護者、市民からの評価を適切に計画に反映させるシステムに加え」と書かれているんです。このことがあるんですね。これはどこにやられるのか。

先ほど言いました第4章6の開かれたところの中には、確かにここに「外部委員を加え

た教育行政の評価の実施」と書いてあるんです。ここの外部委員を加えた教育評価の実施ということと、今言いました「子どもや保護者、市民からの評価を適切に計画に反映させるシステム」と、この辺の関係をお願いします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 実際、今6の項目で示させていただく具体的な取り組みが、今言う点検評価ということですよ。課題としましては、おっしゃるように市民も加えてのシステムができていないという部分では、今、教育基本法を地域の方、市民の方の意見を取り込んでやろうということで改正をして進んでおるところですので、その意味で、1つはチャレンジとして広く聞くという場を設けるのに、そういうのを学校で、特徴ある学校づくり、例えば学校応援団事業とか、そういう取り組みの中でご意見をいただきながら、ともに進めていけるといいますかね、教育行政に反映できるようなことを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） わかりました。じゃ、この「子どもや保護者、市民から」というのは、特に組織を持つとかそういう意味ではないということですね。わかりました。

それでは、次に行きます。文部科学省の教育委員会の現状に関する調査、平成22年度間というのがあるんですけど、これを見ますと、教育委員を公募で行っている団体が全国で28団体ありますと、滋賀県でも草津市、彦根市、日野町の3団体が教育委員を公募で行っています。本市においても公募を導入することについてどのように考えますか、お伺いします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは教育委員会は答えられませんので、拝見していると、私にも通告を書きいただいておりますので、私のほうからお答えをいたします。

公募制につきましては、私も就任したときに慎重に検討いたしましたけれども、やらないことにいたしました。そもそも、丸山議員の2番目のご質問とも絡むんですが、言わずもななんですよ、今の日本の憲法下での教育行政というのはアメリカの仕組みを採用しています。本来ですと、公選制の教育委員によって構成される教育委員会という設計になっています。税も、一般税じゃなしに教育税というのをいただいて、そこで独自運営をするということになっておりますので、その制度設計をそのままにして途中から変えました。ご承知のように、一時は公募委員でやってた時期もありました。予算の執行権がわかりに

くいのも、そういうことなんです。独自財源で賄われる教育委員会、それがそうならなくて、もう行政の附属機関になってしまっていますから、ある意味で姑息なつなぎをやっていきますので、すかっとしてません。ここは本当は戦後改革の問題でして、変えないといかんのですけども、日本はそこまでエネルギーがないので、今これはものすごい中途半端な形です。今の教育委員会はどういう性格かと、私なりの理解ですけれども、公募でやるのがいいのかどうかという問題は結構小さな問題だと思います。やるんだったら、公選制です。税金も、教育税というのを取るべきと。

私たちが姉妹提携を結んでいますクリントンタウンシップ、ここは、これもタウンシップということで、シティではないというので、全然行政の仕組みが違うんですが、私たちから見ると市です。そこでは多分教育委員は公募でやってますし、結構独自でやっていきます。一昨年行ったときに聞きましたら、やっぱりプラスマイナスありまして、お金が無駄になるとか、なかなかふさわしい人が選べないとか、いわゆる二重行政になっているわけですね。結果的に、今、市長部局と附属機関の教育委員会になっています。この中で、予算もそうですし、人も選ばれた人が選ぶという仕組みでして、公募にしようが何にしようが選ぶ権限は市長にありまして、議会のご承認ということです。その市長の選び方を公募とするかしないかという、2段階目、3段階目の問題でして、そういう位置づけで、まず考えるべきと考えています。

後のご質問で原子力行政をお聞きいただいていますので、例えばアメリカの原子力規制委員会のことを改めて調べました、NRCですね。あそこは大統領が指名する、選定した5人の独立委員が上院の承認を受けて就任して、独自にやっております。決して公募されてません。

ある意味で、私は同じことだと、これがいいかどうかは別としまして、選ばれた人が責任を持って選ぶという仕組みですので、公募ということもありますけれども、市が持っている情報を総合して市長の権限ということで選ばせていただいて、議会のご承認をいただくという手続のほうの方が妥当ではないかなというふうに現在思っております。当然、いろいろな考え方はあるかもわかりませんが、教育行政に関してはそういう思いでおります。

以上、お答えといたします。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 市長の現状でのこととお話をお伺いしまして、それは理解できました。私、何でかという、よそがやっておるからやったらええやないかじゃなくて、教

育委員会はいろいろ傍聴に行かせていただいていますけど、委員さんの交代のとき、儀礼的かもしれませんが、「私は教育のことはあんまりようわからんのですけど」とかというような発言を軽々にされているんですね。やはり、その辺は改めてもらわないかと。オープンでやっておる席上で、こういう重要なことをやられておる方がそういうことを軽々におっしゃるものじゃないと私は思って、そうであれば公募でやる気のある人を選ぶべきやと、私はそういうことでどうですかとお伺いしました。これは、ほかの委員とかも同じで、やっぱりやる気のある方にやっていただくというのが私はいいのではないかなと思って発言させてもらいました。

その中で、今市長は私見的なことでおっしゃった、私も、市長部局とは独立した執行機関というのであれば、やっぱり公選というのを考えるべきかなと私はちょっと思ったりもしています。これは特にこの中ではない余計なことですけども、はっきりそうしたほうがええのではないかなという気も私はしています。

それでは、次のところに行かせていただきますけど、ちょっと具体的なことになりますが、今教育委員会のほうで、教育委員会の内容、仕事を理解してもらおうということか、こういうことをやっていますよということで、教育委員会と語るはばたけ野洲の学び云々というのが開催されております。これは、教育委員会を知ってもらおうというのは非常にいい企画だと思っております。私も参加させてもらっていますけど、コミセンを会場にやっているわけですね。そうすると、いわゆる社会教育ということで、コミセンの実践、取り組み状況の発表、または学校の取り組みの発表ですね、この辺があって、それぞれの苦労しているところ、こういうこともやっているんやなという、非常に私としては理解できて好評であったと思いますけども、この辺について、教育委員会としての初期の目的といいますか、その辺に対する評価と、今後またどういうふうに考えておられるか、同じようなことをやっていこうとされるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） この件については、教育振興基本計画の中で定めさせていただいて、開かれた教育行政を進めていこうという中で、21年度から始めさせていただきました。21年度、22年度は年1回ということで、いろいろなご意見も賜りまして、昨年2回やっていこうと、できるならば地域性ということで、コミセンでやろうということで、昨年は野洲、三上でさせていただきました。少し学校でも取り組んでいますように、元気な学校づくりというメニューをできるだけ地域の方に知っていただきたいということ

で、野洲、三上でさせていただきました。市全域からご参加いただくということを期待をして、取り組みをしているところでございます。今後ですが、もちろん参加者についてはあえて動員的なものとはっておらないので、できるだけ、まず教育にいろんな思いを持っておられたり関心の高い方に集まっていただいて自由な意見をいただきたいなということですので、そこに教育関係職員も合わせて出席をさせていただいていますので、大体三、四十名にはなるんですが、市民の方、この方はやっぱりPTA関係、どちらかといえば学校と社会教育関係の方がお見えいただいているというのが現状でございますので、少しそのような広がりを持っていくということも大事だろうと思っておりますし、何でも語ってくれということもあるんですが、少し興味、タイムリーな話題も含めて開催をしていきたいということで、昨年に続きまして本年度も、一応野洲、三上と回っていますので、2カ所の地域のコミセンを使わせていただいて、地域課題に沿った形で、多くの方に集まっていただけるような形で、まずは進めてまいりたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 申しわけないですけど、もうちょっと具体的に言っていただけたかなと思ったんですが。野洲、三上のときも近かったんですけどね、何かそんなちょっと印象があるので、1つは、11月1日というのは野洲の教育の日でしておるんですけどか、この辺にやってもらおうとして。あと、半年ぐらい、4カ月から半年ぐらい空いた期間でやってもらったら。たしか野洲と三上は近かったような気がするので、もうちょっと期間を置いてやっていただいて、そういった本当に先ほど言いましたようにコミセンの取り組み、学校の取り組み、非常に私はよかったと思いますので、もう少しだんだん中身の濃いものにしていただいて、継続して、会場はどんどん変えていただいて、年2回ぐらいはやっていただいたらありがたいかなと。もう少し教育委員会というのはこうやと踏み込んでいただくと、またありがたいかなというふうに思いますので、ひとつよろしく願います。

次へ行かせていただきます。平成22年度から、学校産業医というのが設置されたと思います。これは、学校現場の教職員の方のメンタルヘルスを中心に巡回指導していると、こういうことで、もう2年が経過しましたが、その辺について、この学校産業医ということについてお伺いしたいと思いますけれども、1校当たりどの程度の教職員の方が相談をされているのか、ちょっとこのシステムも簡単に説明していただけるとありがたいんですけど。要は、簡単なシステムの説明と、1校当たりどの程度の教職員の方が利用され

ているのか。巡回に来るから行きたいというのか、逆に、あなたちょっと来てくださいますか。メンタルヘルスですので、あんまり来てくださいますかと言にくいかもしれませんが、その辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 学校産業医につきましては、今おっしゃっていただいたように22年度から取り組みをしているということで、学校にどのぐらいということですので、各校2名から8名ぐらいで、前年度で言うと、トータルで41名でございました。大体各校見ますと、少ないので篠原小学校2名ですね、多いところは祇王小学校の8名が、41名のうちに内訳ですとそういう状況になっています。

これについては、おっしゃるようにメンタルヘルスという部分ですので、いろんな悩み相談を受けるということでもございまして、今産業医さんをお願いをしているのは、大体8月に教職員の健康診断がございまして、1つはそれを踏まえて受診いただくということと、あと10月ごろを中心に訪問を各校2回ほど、1回のところもあるんですが、事前に教職員から希望をある程度とってありますので、それに応じて1回か2回訪問いただくという形で実施をしております。産業医さんの勧めで、やっぱり早期治療につながったとか、的確なアドバイスもいただいているということですので、産業医さんがおられること、訪問いただくことで、大きな成果があるものと考えていますし、この産業医を入れたということで、ある意味では個々の教職員の健康管理への意識というのも高まってまいりますし、できるだけ今遅くまで残っている部分につきましても、校内会議を踏まえ精選しまして、少しでも長時間に及ばないような取り組みも学校でやっていこうということも合わせまして、進めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。うまくシステム化できて活用されているようですけれども、次にちょっと聞こうと思っていたことが若干出ているんですけど、そういう心の病というんですかね、いわゆるメンタルヘルスのケアというのは、もうできている。要するに、悩みとかそういった不安とかを解消できていると判断していいんでしょうか。ちょっと聞いてみますと、先生で、出産された後とかの悩みだとかもあるというのをちょっと聞いたことがあるんですけど、そういったちょっと具体的なことで申しわけないんですけど、そういった出産前後の悩みとか不安、そういったことの事例での解消ができ



ているとか、そういうのは把握はしてないでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 具体的な例でございますけれども、出産についてはちょっと聞いておりません。

ただ、メンタル面で産業医と相談をした結果、産業医は、相談をして、あと専門機関へつないでいくというお医者さんでございますので、そこで相談を受けて、その方は専門医の紹介を受けまして、そして専門医の治療を受けて、治療計画をしながら、治療を受けるという、こういったいいケースは聞いております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） わかりました。そういう意味であれば、非常に成果は上がっているということですので、ありがとうございます。

それでは、次に行きます。PTAの関係についてなんですけど、全国の公立学校で、PTA会費を教員の一部の公費支払いに使われていたという問題が発覚しておりまして、滋賀県でも県立の高校で修学旅行の下見をした教員1人分の旅費がPTA会費から支払われていたということがありました。ほかのところでも、ほとんどが公立の高校のようでしたけれども、本市の教育委員会の範疇としてそういった実態はあるのかどうか、また、そういうPTAの会費の使途について実態把握はされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） PTAの会費の教員の一部の公費の支払いに使われたかということですが、問題報道直後に開催をいたしました校長会において、この会費とか後援会費の不正な使途というものについても確認の指示を行ったものでございまして、報道されたようなことは、実態はなかったということで聞き及んでおります。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） ないということなら安心なんですけど、市内のPTAの会計担当の方というのは、教員がやられているのか、保護者がやられているのか、その実務ですね。名前は、多分保護者の方も会計というのはいてると思います。私も実は中学校のときに会計をやっていましたが、「いやいや、先生がやってくれるんや」というて安心はしてましたけど、実態はどうなんでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 実態は難しいということで、基本的には学校、ティーチャーとペアレンツ、保護者がやるというのが会則になっていまして、一応どちらが主従というのは学校にあるようですが、聞いているところでは両者が最終的な責任を持って会計処理をしていると、こういうように聞いております。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） わかりました。ぜひとも、ちょっと流用ということのないように、ひとつ注意をしていただきたいと思います。

P T Aの話であれなんですけど、少し前の新聞にP T Aのことについて、主に役員のことについて記事が取り上げられていました。内容を見ますと、役員をやると非常に忙しくて大変やという意見もあったり、一方では役員をやってみてよかったと、知り合いもふえたと非常に良かったと、そういった意見も書かれていました。P T Aのあり方と、P T A制度というたらおかしいですけど、昔のP T Aと今のあり方というんですか、その実態、あり方と実態というのはどのように教育委員会としては見ておられるんでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） P T Aの聞いている部分で行きますと、やっぱり年度当初につきましては、P T A活動が忙しくて大変というような声も聞いておるといことですし、多くの役員の方が年度が終わるころには、しかしながらですけれども、子どもたちにP T A活動を推進できて良かったという感想を述べられているようでございます。P T Aのあり方については、学校規模の違いやそれぞれの学校地域の特色があって、一概に論ずるといのはできないようですが、役員の方にとってみては貴重な時間を使って夜または休みの日にということに会議になるわけでございますが、そういうP T A活動を推進いただいているということで、この活動がより直下型でないようにしていければと考えておりますし、児童の健全な育成のための学校、保護者との連携というのが最大の目的というか目標でございますので、そのあたりを大切にしながら、学校も活動に支援をしていくというような考えでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。大した大きい問題はないといえますとあれですけど、この時代いろいろ、何かモンスターペアレンツとかいろいろ言葉を聞きますので、その辺も先生方も非常に大変かと思えますけれども、教員と保護者、学校と保護者

とうまい具合にやっていただけたらと、このように思います。

それでは、最後にお伺いしたいんですけれども、最近、自動車の危険運転といいますが、これで通学中の児童や生徒の列に車が突っ込んで多数の死傷者を出すという事故が何件か発生をしております。事故が起こった後の報道番組なんかを見てますと、事故現場の近隣の方からは、常からあそこは危ないんやと、危険を感じててガードレールの設置などの要望をしてたんやという声も聞いています。現実には、ガードレールをつけると道が狭いところがさらに狭くなると、こういったところでなかなか難しいというようなことも言われておりました。

そういった事故の後に文科省から通学路等における危険箇所の調査指示が出ていると、こういうふう聞いておりますけれども、市内で点検は多分やられていると思いますけれども、そういった点検をやった結果の危険箇所というのはどの程度あるのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 文科省から通知が出たところでございますけれども、事故後、教育委員会も翌日には通学路の安全確認、また子どもたちの交通安全のルール遵守というんですかね、そのあたりも教育長命で徹底をしたところでございます。

それで、学校から、今おっしゃっていたように、危険と感ずるもの、この危険の定義についてはなかなか、定義なしに出したものがああるんですが、62カ所の要望というのか危険箇所が上がってまいりました。これは全小・中学校ということになりますので、実際中学校と小学校で若干ダブっているというところがありまして正確ではないんですが、五十四、五カ所ぐらいがポイントかなというように把握をしているところでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） わかりました。結構あるのではないかと感じてましたけれども。その中で、分析というんですか、検討されているのかどうかわかりませんが、早急に対策をせないかと、こういうふうなところはああるのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 実は、今回点検というのは教育委員会、学校から上がってきて、私どもも主なものを回らせていただいたというところなんです。それについては、5月28日ですけども、関係課、交通規制するところとか道路管理関係者と会議を持ちまして、この62カ所について情報共有をして、今後改善が必要であるかどうかというのをもう一度フィードバックしようというところの状況ですので、まだ特定した形で何カ所というの

は、私どもからはちょっと申し上げられないというところです。ただ、交通量の多い数カ所については、教育委員会のほうで一度現況を、子どもの通学時間帯ですけれども、自分の目を見て交通量もある程度把握をしたというものも情報共有させていただいたというところがございます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） これからやっていただくんですけれども、スクールガードってありますよね。そういった方からの意見も聞けば、結構あるんじゃないかと思うんですけど、そのスクールガードの方からの意見を聞いたとかいうのはないんですか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） スクールガードについてはこれまでも、今回の事故に限らず、ご協力いただいておりますので、常に学校と情報を共有いただいております。そのスクールガードさんから上がってきた案件なのかどうなのかというところまでは把握をしておらないですが、今後もう少し危険箇所対策が必要になるというような、もう少し一歩踏み込んだ形の点検をする中で、少し整理をしてまいりたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） ぜひともそういった幅広い取り組みをお願いしたいなと思います。

次に、市内の道路で、路肩部分にグリーンの色を塗ってあるところがあるのを見かけました。何メートルか塗ってなくなっているんですけど、生活安全課にどういうことで塗っておるんですかと聞きに行ったら、「いや、生活安全課と違うんですわ」と、「道路河川課です」ということなので、道路河川課へ行っていろいろ聞きましたら、その塗った目的は、いわゆる歩道のないところですね、歩道のないところ、車道との区分がわからないようなところを主にグリーンに塗ったと、こういう話でした。そのグリーンというのは物すごく人間の目につきやすくて、非常によく、道路の黒いところにグリーンを塗っていると、車で通っても多分ちょっと意識してあんまり入らないんで、私はぜひともこれは安全確保のためにという意味でやってもらえばいいのかなと。守山市がやりましたね。3カ所か何かやって、グリーンの色に塗りかえるんやということで補正予算を上げたというのがつい先日で、多分今回の議会に上げるんじゃないかなと思うんですけど、というのがありました。そういう意味で、私もこのグリーンに塗ってあるというのは非常にいいのではないかなと。

今回のことについて言うと、安全面から、こういった縦割りでなくて、市民部と都市建設部、教育委員会、この辺が一緒になって取り組んでほしいと。ちょうど今言いました亀

岡の事故とかああいったものがありましたので、1カ所だけでやらずに、教育委員会だけでやるんじゃなくて、また生活安全課がやるんじゃなくて、一緒にやって欲しいなど。そういう意味では、連携してやることについて、例えば月1回でも情報交換をやろうやないかと、そういうことを私はやって行って欲しいと思いますけれども、考えはいかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 聞いていますと、これまで生活安全課と道路河川課というか道路管理者との状況というのがあって、少し通学路につきましては必要に応じていろいろなところが要望を出していたというような状況ですし、今回、国の文科省も建設省の道路とか警察、連携して、地域の方と連携して点検をなさいたいというような趣旨の通知文が5月30日にもまいていますので、今回、今は学校中心に上がっていますけれども、障害のある方、高齢者ですね、そういう視点で関係課が寄って、毎月というのはちょっと難しいと思いますけれども、情報共有して進めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） わかりました。ぜひともやって欲しいので、毎月のこれは大変やと思いますので、半年に1回でもやるわというのを教育部長、宣言してもらえませんか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） たちまち今言いました緊急点検、8月までに報告せいと言われてしますので、それまでにきちっとまずやらさせていただきますので、よろしく願います。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） では、その報告の中に半年に1回この関係部で協議いたしますというのを入れていただくということを希望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。再開は14時50分とします。

（午後 2時34分 休憩）

（午後 2時50分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第5号、第5番、高橋繁夫君。

○5番（高橋繁夫君） 5番、高橋繁夫でございます。大きく3点をお伺いたします。新病院整備可能性の課題について、野洲地域在宅医療介護支援センターの運営状況について、通学路の安全対策について、お伺いたします。

これから本格的な夏に向かいます。ことしも暑くなりそうですが、大飯原発の再稼働問題に関しまして、国会を初め、さまざまところで議論されております。鉄道が最初に開通したのは1872年だそうでございます。新橋から横浜間の29キロが開通し、乗合馬車なら4時間かかるところを1時間で結んだと。以来、ことして140年、今や最高時速300キロの新幹線が突っ走り、お客を大量輸送するジェット機が上空を飛び交う時代になりました。このような科学技術の進歩は私たちが幸福に導くのか、あの原発事故を経験した後、便利さを当たり前のように享受することを疑い、本当の豊かさとは何かを考える人たちが確実にふえたと私は思っております。そういった思いを抱きながら、この6月議会では3点について質問させていただきます。

まず、1点目は新病院整備可能性の課題について伺うものであります。去る5月30日の都市基盤整備特別委員会において、第3回新病院整備可能性検討委員会の結果について報告を受けたところであります。まず、この野洲病院の今までの野洲市との複雑なかかわり、また新病院の可能性の検討という難解な課題、さらに元アサヒビールの土地に絡んだ野洲駅南口周辺整備構想の検討と、市長の言葉を借りれば、難解な方程式に次から次へと取り組んでいただいている政策調整部地域戦略室の皆様には、まず敬意を表したいと思います。

まず、新病院整備可能性検討委員会の検討課題では5つの課題が挙げられました。病院の必要性について再確認、必要と考えられる病院像の具体化、市が提案する新病院の立地場所と運営形態の検証、持続可能な病院経営となるかの検証、市が新病院を整備した場合の費用と運営した場合の収支シミュレーションの検証、この報告を受け、私なりに感じましたことを申し上げ、質問させていただきます。

まず第1点目に、利用しやすい病院づくりとして、野洲駅周辺の立地であります。この野洲駅周辺の立地につきましては、私なりには賛成いたしますが、病院整備上の想定では、病院の施設整備費用につきましては66億5,000万円と算出されています。私も酒類販売業を営む商売人の1人でございますので、シミュレーションと言われる収支を見込む手段では、得意の範疇ではございませんが、商売人特有の損得を思ってから、またある場合は裏からも計算する、世間一般で言われるところのそろばんをはじくのは得意でございます。

ます。この66億5,000万円には用地取得費と造成費は除かれています。この駅近辺の用地取得なり、定期借地権設定費用と造成費用をオンいたしますと、もっと数字は当然厳しくなります。ただし、候補地でありますBの駅前南口周辺ですと、用地取得費はオンする必要はないわけでありまして、私なりにそこまではそろばんをはじきました。そこで、駅前ですと、当然資産価値が高い。必然的に、施設は高層となる可能性が高くなります。そこで、現在、野洲市が進めておられる景観行政とのかかわりが生じてきます。野洲駅南口は良好な景観形成に向けて優先的に取り組む重点地区として設定を予定されております。そこで、仮にそうなったときに、病院の高層化と景観行政の優先度を伺うものであります。

第2点目に、財政問題であります。この財政厳しい状況の中で、小・中学校の耐震化、こども園の新設、野洲駅南口・北口の広場の改修、アサヒビールの土地の取得、そして新クリーンセンターの整備と、山仲市長は次から次と今まで山積されていた課題を手がけていただき、頭が下がる思いでございます。一方では、正直に財政が耐えられるものかと危惧いたしております。そこで、長期的に財政シミュレーションをされているかを伺うものであります。

次に、野洲地域在宅医療介護支援センターの運営状況について伺うものであります。私は、平成22年3月議会及び9月議会において、かつての篠原幼稚園の跡地の利活用高層についてグループホーム的な施設の建設を要望しておりました。この跡地に、ことしの4月27日に野洲地域在宅医療介護支援センターとして開設されたところであり、篠原学区の待望の施設が整備されたことに対しまして、この場をお借りいたしまして、関係者に深く感謝を申し上げます。さて、この施設は特定医療法人三上会が運営されるもので、篠原地区を初めとし、市内における高齢者向けの地域在宅医療、介護、さらに福祉全般の拠点として、また地域包括ケア体制の根幹として一翼を担っていただけるものと私どもは強く期待しているところであります。そこで、まず、この施設の現在の利用状況並びに運営状況を伺うものであります。

最後に、通学路の安全対策について伺うものであります。ことしの4月23日には、京都府亀岡市で発生し、登校途中の児童と引率の保護者の列に軽自動車が入り込み、計10人がはねられて3人が死亡、7人が重軽傷を負った交通事故は、全国的に大きな衝撃を与えるとともに、今日本が抱える道路交通への課題、この運転をしていた無免許の無謀な少年への育成への課題などを浮き彫りにしました。私は、道路交通への課題の観点から今回質問いたします。

通学、通園路を初め歩道の安全性については、他の議員さんからも質問されると思いますので、少し視点を変えて、JR琵琶湖線踏切の横断の安全性について伺うものであります。このJR琵琶湖線踏切については、大きな踏切は野洲駅西側の甲賀踏切、また東側の駅前からの久野部を渡る矢萩踏切、また祇王小学校付近の新踏切、さらに篠原小学校付近の柿の木原踏切がありますが、どの踏切も狭く安全対策が必要でありまして、効果のある安全対策としまして踏切の拡幅等が必要と常々考えております。しかしながら、JR西日本も旅客の安全優先を第一に考えているとの情報も聞き及んでいるところでございます。そこで、現在、まずJR西日本が踏み切り拡幅に対してどのような基本的な考え方を持っているかを伺うものであります。よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） それでは、高橋議員の新病院整備可能性の課題について、まず1点目のご質問にお答えいたします。

現在、野洲市の地域医療のあり方を検討する中で新病院整備可能性について検討を進めております。現段階で市が新病院を整備できるかどうかの可能性を、立地場所も含めまして、規模や収支など、さまざまな角度から見極める材料を整えている状況であります。よって、病院を整備するかどうかはまだ決まっておりますが、具体的な計画を策定する際には、当然のことながら、ご質問の市の景観計画と整合性を図っていくことといたします。

2点目の財政シミュレーションについてでございますが、昨年10月に平成24年度から28年度までの5年間の中期財政見直しをお示ししたところです。その時点で予定していました幼保一元化関連事業や新クリーンセンター整備事業など、緊急性の高い主要事業についてはこの計画の中に見込んでおりますが、新病院の整備については盛り込んでおりません。また、普通交付税につきましては、合併特例措置が、平成27年度から5年間の激変緩和措置期間を経て、平成32年度からは完全になくなり、今よりも数億単位で減収になることとなり、この前提条件に大きな変動がないと仮定すれば、厳しさが増していくこととなります。従いまして、新病院整備の検討に当たり、現在、野洲病院に支出している補助金額が目安になると考えておりまして、その範囲内で病院の経営の収支バランスが取れるかどうか、こういったあたりを今検証しているところでございますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。



○健康福祉部政策監（井狩重則君） それでは、高橋議員の２点目の野洲地域在宅医療介護支援センターの運営状況につきまして、お答えをいたします。

野洲病院が運営をされております野洲地域在宅医療介護支援センターにつきましては、旧篠原幼稚園跡の利活用によりまして、既存の介護サービス、居宅介護支援事業・訪問看護・訪問リハビリ・地域在宅医療連携室の施設が４月に移転をされております。また、５月１日から、デイサービスセンターしのはらを新たに開設されました。

野洲病院のほうに確認をいたしましたところ、５月末現在のサービス別の利用状況でございますが、まず居宅介護支援事業では、登録者数が４月１１６人、５月１１４人。ケアプランの利用の関係につきましては、４月が１０３人、５月９９人でございます。次に、訪問看護でございますが、４月１１４人、５月１１７人。延べ回数で申し上げますと、４月１，０４４回、５月１，０９８回となっております。また、デイサービスでございますけれども、登録者数が４７人ございまして、市内の方が４３人、市外の方が４人登録をされております。１日当たりの平均利用者数でございますが、５．７４人ということでございます。介護度別に内訳を申しますと、要介護５が１．３２人、要介護４が２．５８人、要介護３が０．８４人、要介護２が０．２６人、要介護１が０．７４人ということございました。なお、訪問リハビリについては利用はございません。

以上、答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、私のほうから３点目の通学路の安全対策につきましてお答えをさせていただきます。

J R西日本の踏切拡幅に対しまして、どのような基本的な考えを持っているかとの質問でございました。昨年度、篠原学区連合会より通学路でございます踏切の拡幅のご要望がありまして、J R西日本と、甲賀踏切、矢萩踏切、新踏切、柿の木原踏切について協議をさせていただきました。その結果、新踏切、柿の木原踏切については、通学路であることから安全確保の必要性がある踏切と判断していただきましたが、新踏切は市道小篠原上屋線と近接していることや道路構造令に準じた取り付け道路整備ができていないことから、まずは柿の木原踏切に関しては協議をしていただけるとの回答をいただいております。したがって、まずは柿の木原踏切につきましてJ R西日本と協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。当面の課題につきましては、１カ所当たりの改修に約１億円程度の受託事業負担となりますことから、特定財源の確保に努めてまいりたいと考え

ております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 高橋繁夫君。

○5番（高橋繁夫君） ありがとうございます。3点にわたって答弁をいただきまして、それでは再質問をさせていただきます。

まず、新病院整備可能性の課題ですが、まだ新病院整備の可能性の検討の段階ではありませんし、駅前の土地に限定されたものでもありません。この件に関しましては、具体的な計画が見えてきた段階で再度議場で議論させていただきたいと思います。

次に、財政シミュレーションですが、普通交付税を取り巻く状況が厳しさを増すとの答弁をいただきました。また、現在、野洲病院に支出している補助金が基本ラインであり、その範囲内での病院経営の収支バランスがとれるかどうかの検証をしているという市の基本的な考えを伺いましたので、その成り行きを議員として注目していきたいと思います。

次に、野洲市地域在宅医療介護支援センターの運営状況ですが、センターが数多く利用されている旨の答弁を受け、地域の方々に親しまれている施設が誕生したことに喜んでおります。一方、議員として、この施設への設備投資が気になります。そこで、この旧篠原幼稚園の改修費用は誰の負担で、どれぐらいの費用であったかを伺うものであります。また、土地、建物、市有財産の貸付も併せて伺います。

次に、通学路の安全対策であります。柿の木原踏切をJR西日本と協議していく答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。JR西日本と具体的な協議を進めていただき、踏切が拡幅されますことを心から期待しております。

せっかくの機会でございますので、通学路に関しまして再質問させていただきます。3月議会でも質問させていただきました、小堤の通学路であります県道野洲中主線と市道西出石仏線の交差であります。私も、小堤自治会の役員の方々とともに6月7日の朝に通学状況を確認いたしました。県道の通行車両も多く、その合間をぬって横断するという危険な状況をこの目で確認いたしました。幸い、小堤のボランティアの方々が献身的に立ち番を務めていただいております、子どもたちが安全に横断しておりますが、ボランティアがおられなかったらとても横断できるものではないと痛感いたしました。また、市道大篠原入町線が6月10日に供用開始されたことにより、通学路の状況も変わることから、翌日の11日の朝にも市道1号線の交差点に確認に行ったところです。当日は、都市建設部長や国県対策室の職員の方々、また篠原小学校の校長先生やら、篠原駐在所の警察官を初め、地

域のボランティアの方も参加されておりました。小堤の自治会長も、先ほどの西出石仏線の交差点は通過車両は減ったもののスピードを出す車両が見受けられる旨の報告も受けました。小堤自治会については、各家の家族の署名もつけて要望書が出されたことも報告を受けております。以上のことを踏まえまして、3月より市道大篠原入町線が供用開始されたことで状況も変化しておりますので、この交差点の安全対策について伺うものであります。よろしく申し上げます。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） ただいま再質問いただきまして、センターの事業費の関係でございます。これは昨年12月の全員協議会で一定報告をさせていただいております。事業費の総額が7,500万円、それから県の補助金が1,800万円、残りは病院の自己資金ということでございます。

それから、土地建物についての賃貸契約の関係でございますけれども、10年間の契約を締結させていただいております。貸付料の関係につきましては、年額払いということでしております。初年度の24年度が470万余り、最終年度、これは建物の経過年数で評価額が減ってまいりますので、390万余りということで、10年間で4,300万余りの貸付料を市のほうにいただくということになってございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

県道野洲中主線と市道の西出石仏線の交差点の関係でございますけれども、これにつきましては3月の議会でも答弁をさせていただきました。県道でございますけれども、県につきましても、横断者が非常に少ないということもございまして、投資効果が薄いことから、歩道橋の設置は検討していないということもございました。市としましても、横断歩道並びに信号機の設置について滋賀県に要望していきたいという答弁をさせていただきました。高橋議員からもご説明がありましたとおり、多数の小堤自治会から署名をさせていただきまして、要望も県に進達をさせていただいたところでございます。こういう点も踏まえまして、6月10日の市道大篠原入町線の供用開始によって、今少し交通状況が変わってまいりました。今まで西出石仏線に通行していた車両が供用開始をしました市道大篠原入町線にかなり流れておりまして。ただ、その交通状況が安定しているという状況に

はまだならないと思っております。やっぱりドライバーの心理から考えますと、とりあえず空いたところに車を運転するということがございますので、その状況を見極めながら、県と相談して、県に対しまして引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 高橋繁夫君。

○5番（高橋繁夫君） 再質問の答弁をいただきまして、ありがとうございました。

特に、通学路の安全対策につきましては、京都府の亀岡市の事故が発端となり、全国で安全対策が議論されております。「ローマは1日にしてならず」ということわざもありますように、月日が必要かもしれません。また、一方では、将来のある子どもたちの安全を守る対策が早急に望まれる状況であります。都市建設部が受け持つ現場の改善、教育委員会が所管する通学路の把握状況、市民部が所管する交通安全の指導啓発、これらが相まって野洲市の交通安全が守られていくものであります。このことを強くお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第6号、第6番、奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 6番、奥村治男でございます。1年半ぶりに一般質問に立たせていただきました。よろしくお願いをしたいと思います。

私は通学路の安全対策についてお伺いするものでありますが、先に丸山議員、それから今高橋議員からも質問が通学路の安全対策についてはございましたので、できるだけかぶらないようにして質問をさせていただきたいと思っております。

4月23日に、京都府亀岡市で登校中の小学生らの列に軽乗用車が突っ込み10人が死傷するという悲惨な事故が発生しました。また、4月27日には、千葉県館山市で男児1人が死亡、同日、愛知県岡崎市では男女2人の児童が骨折などの重症を負う事故が、また5月14日は、大阪府で学童保育に行く小学1年生の児童が死亡するという事故が相次いで発生したわけでありまして。滋賀県が把握しております昨年度の子どもの交通事故は716件で、登校中に発生した事故は565件で、約8割を占めているとのことも明らかになったわけでありまして。通学の児童や生徒が被害に遭う交通事故は後を絶たず、事故が起きるたびに通学路の安全対策の必要性が叫ばれておりますが、一向に改善されていないのが現状であろうかと思っております。ついては、4月に県教育委員会から今回の事故を受け通学路の安全対策の指示があったことと思っておりますが、本市の通学路の安全対策の調査結果及び対策等について、10項目にわたってお伺いをしてまいりたいと思っております。

まず、1点目でございますが、亀岡市での事故の翌日、守山警察署長はNHKのテレビインタビューで、野洲守山管内の通学路の安全点検を2週間かけて実施するとのことでありました。点検結果について、市当局は問い合わせをし、内容は把握されているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 奥村議員の通学路の安全対策についてお答えを申し上げます。

守山署に問い合わせをいたしました。ご承知のように、4月25日に通学時間帯に野洲小学校通学路において安全点検をいただいたということでございます。その後、市内の交番のそれぞれ担当する区域について点検を実施したというところまで情報としては公開いただけたんですが、それ以上の部分については公開をいただけなかったというのが現在の状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 守山警察署は安全点検は実施したが、点検結果については公開しないということではありますが、何のために点検をしたのか。やはり子どもの安全にかかわることですので、公安委員会としても、やはり点検結果については市当局にも知らせてもらうべきだと思います。なぜならば、やはり市のほうでも教育委員会を中心に点検されて公安委員会のほうに要望される事項もあろうかと思いますが、この辺は公安委員会チェックしたところと重複するようなところも出てこようかとも思いますので、この辺はやっぱりしっかりと聞いておくべきだと思います。この辺について、どう考えますか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 今回、教育委員会で迫れるところは今のお答えで申し上げたところでしたけれども、歩行者を守るというのは互いに同じことだと思っておりますし、守山署は守山署の事情があって、少し規制の部分に該当する部分があるのかわからないですが。今回は守山署が危険であろうということは何点かあるようでございますので、それは署としての責任で確実に実施いただけるということを思っておりますので、私どもも自分で点検しておりますけれども、今後守山署と連携して安全点検ということはしてまいりますので、その中でも情報共有できればと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 亀岡市でのこの事故発生後、県下各警察署でもこういった安全点検を実施されたと思うんですけど、やはり子どもの安全に関することですので、この点検結果を公表しないというのは、滋賀県警としての統一見解なのか、守山署独自でこういった公開しないという判断をしておられるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） そこらの判断はつかないんですが、守山署の段階で情報まではいただけなかったということでございます。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） できるだけ、生活安全課が窓口ですので、こういった連携を密にして安全対策をお願いしたいと思います。

次に移ります。例年、通学路の安全点検につきましては、各小学校ではこれまで実施されていたのか、また教育委員会はこの各学校からの点検結果についてこれまでどのように対応されてきたのか、伺いたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 通学路の安全点検につきましては、例年、年度初め、新入学児が入ってまいりますときに、地域の方々と教職員がともに集団下校に同行をしております。通学路の危険箇所等の有無などの点検をしながら下校についているということでございます。また、危険箇所につきましても、その都度関係機関と申し上げて、その対応について依頼をしているということもございますし、4月当初、今年もそうですけれども、子どもたちへの通学時の安全教育というものもしておりますし、今後も通学路の安全確保をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） この23年度の点検結果でございますけれども、やはり各学校からPTAの役員さん等も含めて危険箇所はチェックされておると思うんですけど、学区別に見ますと、何カ所ぐらいのこういった点検結果について上がってきておるのか。また、その内容につきましていろいろ、いわゆる通学路の拡幅だとか、あるいはガードレールだとか、いろいろ内容があると思うんですが、その学校からの報告を受けてどのようにそれぞれ処理されてこられたのか、お伺いします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君）　これまで、各学校から上がってきた項目というのは約30カ所ほどであると認識しております。各小学校区に3カ所なり、四、五カ所という部分が課題であると。ただ、この部分につきましては、これまでも市民の方からもご意見をちょうだいしている箇所ということでして、特に歩道の拡幅ができないかとか、交通量が多いからということとか、先ほど出てましたような踏切の部分とか、そういうようにすぐになかなかハード面で対応ができないというような箇所ございました。

○議長（田中良隆君）　奥村治男君。

○6番（奥村治男君）　学校からのそういった報告の中では、もちろんハード面での整備等も出てきているかと思いますが、非常にこういった点については整備が困難ということもあろうかと思いますが、通学路の変更も検討されたというようなことも、各学校ではそういったことも聞いておりますが、実際、昨年度点検の結果、各学校でPTAとも相談して通学路を変更されたというところはあったのでしょうか。具体的に、お伺いいたします。

○議長（田中良隆君）　教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君）　承知している範囲では、中主小学校区で2カ所の通学路の変更をされました。変更されたというか、検討されておったのが2カ所ございました。1カ所は小比江の自治会の中の歩道の部分で、右側、左側を通るという部分で変更されております。もう一点は、六条の公民館の前で、これまでもいろいろと出ておる箇所でございますが、この部分に変更というか、変更になっておらないんですが、今少し、引き続き、どのような形で変更するのかというのは継続した協議をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君）　奥村治男君。

○6番（奥村治男君）　わかりました。各学校からのそういった報告については、しっかりと対応を今後をお願いをしたいと思います。

次に移ります。事故発生後、通学路の安全点検につきましては、教育委員会は各学校にももちろん指示を出してこられたと思いますが、その対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君）　教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君）　事故発生をしました翌日に、先ほどの丸山議員の中でもお答え申し上げたんですが、教育長から、安全確認の徹底、交通安全教育をするようにという

ことで連絡を行いました。その後、校長会、教頭会で交通安全指導の徹底を図っていただくとともに、先ほど申しました守山署とか交通安全協会、また市がいわゆる交通量の多かった国道から野洲病院の前の道路ですけれども、この点検というものを行ってまいりました。また同時に、先ほど申しましたように小・中学校の通学路の安全点検とか、緊急安全教室をやっていただくとともに、学校だよりで啓発を行ったということでございます。その後、危険箇所につきまして、学校から5月18日におおむね60何カ所上がってきたものを、教育委員会で5月22日に現場を、少し駆け足でしたけれども、見させていただきまして、さらにその後、少し交通量の多いと思われる、少し危険度が高まったという4カ所について、28日の早朝ですけれども、交通量調査を行って、教育委員会みずからが安全性についても少し確認点検を行ったというのが今日まで取り組んだ経過でございます。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） そのように迅速な対応をしていただいていることには感謝を申し上げます。

地域の子どもはやはり地域で育てるといふ、こういった観点からしますと、通学路の安全点検につきましては、やはり教育委員会あるいは教職員だけじゃなくて、もちろんのこと保護者、それと地域の自治会の皆さんの協力も必要ではないかと思いますが、この辺についてはどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） それぞれ学校単位で、現在スクールガードさんもいろいろと協力をいただいておりますし、PTA、保護者の方が協力をいただいて、ボランティアとして子どもたちの見守りをいただいておりますし、引き続き、今後少しでも危険を事前に防ぐということで連携をして、子どもたちの通学時の見守りというのを一層積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えていますし、小学校主催でスクールガードさんへの研修会というのも持っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） こういった今回の安全点検につきまして、二、三のスクールガードさんから、こういう話を直接聞いたわけですから、やはりスクールガードさんは、登校時もそうですけれども、下校時も、そのように付き添って地域の子どもたちを自分たちの地域へ同行して帰っておられるわけですから、こういったスクールガードさんが一番そ



の地域のことについて、ここは危険だ、ここは横断歩道がない、危険なところでつけて欲しいとか、あるいは見通しが非常に悪いとか、一番よく知っておられるわけですが、今回そういう安全点検について、我々には声が掛からなかったというようなこともスクールガードさんから聞いておるわけですが、今回やはり地域ごとにローラー作戦でこういった安全点検を実施するという事ならば、やはり毎日のように子どもたちと通学路を見ていただいているスクールガードさんを対象として一緒に点検すべきではなかったかと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 今回、学校に依頼をした箇所、点検につきましては、特になんかのような形でというのは実は指示が十分でなくて、少しスクールガードさんのお声まで反映できなかった学校もあろうかと思っています。再度、今上がってきた部分をベースにしながら、今後取り組む中では、当然、地域の方、スクールガードさん、そういう方のご意見をいただいて、再度この現在把握している部分をもう少し中身のあるというのか、中身というのか、もう一度点検をして、もう一度対策に向けた意見を反映できるような形で実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 今、教育部長の答弁ありましたように、ぜひその辺、スクールガードさんの意見も十分聞き取られて、しっかりした安全対策を立てていただきたいと思えます。

次に移ります。通学路マップに基づき再点検を実施されたことと思いますが、危険と思われる通学路については、コースの変更も防犯面からも合わせて検討し、事故を未然に防ぐ児童生徒の安全強化対策が必要と考えられますが、コースの変更を必要とする通学路は今回の調査で学区別には何カ所あったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 今回の点検の中では、最終的にはどうなのかなということもあるんですが、実は継続的な六条の部分とかいう部分で、新たな通学路の変更というところにつきましてはなかったというものでございますが、23年度、前年度ですけれども、通学路の変更をされたのは、野洲小学校区で2カ所と篠原小学校区で1カ所ということで、この4月からは3カ所が変更されて子どもたちが通学しているというような状況になっております。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 事故発生後、今報告を受けた学区以外に聞いておるのは、小篠原の関西アーバン銀行の野洲支店の道路をまたいで前付近、高層マンションがたくさんありますけれど、あの辺の保護者から、従来の通学路では危険だということで変更をしたというようなことも聞いておるんですけれども、教育委員会がこの件について把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 今の部分については、少し今も申し上げましたように、レックスとかレオの自治会の子どもたちが、これまではどうも旧の街道を真っすぐ小学校へ行っていたようですが、それはやっぱり一方通行ですけどもやや危険性が高いということで、中央線のほうに出て、歩道を真っすぐ小学校に行くというような形で通学路の変更をされたということでございます。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） わかりました。

次に移ります。歩道の拡幅、それから車道の区画線の引き直し、縁石ブロックやガードレールの設置、横断歩道の設置、交通安全規制等、通学路の安全対策として実施する必要があるものは学区別に何カ所ぐらい今回の調査で抽出されているのか、わかりましたらお伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 先ほどの答えにもありましたように、そこまでの対応というのがまだできておりません。今後ですけれども、5月30日にきました内容で、具体的にこのような形で点検しなさいというような手順というか、それが示されましたので、再度、先ほどおっしゃっていただいたスクールガードさんとか地域の方のご意見も入れた形で点検を進めるということで、現時点では個別箇所については定まっていないということでご理解賜りたいと思います。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 先ほどお答えいただいた中で、中主小学校の4カ所ですか、場所をお知らせいただきましたけれど。これは、ここは市道なのか、県道なのか。市道でしたら、やはりこちらの市の道路管理者がやるべき道路でありますけれど、この路線についてはどちらなのか、おわかりになりましたらお伺いしたいと思います。

それと、またこういったところについては拡幅が実際に可能なのかどうか、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 先ほどお答え申し上げた中主小学校区ということで、小比江というのか、アンダー、地下道のあるところから集落内をずっと子どもたちが通っている部分で、どうしても右から左というような形で変更されたということで、幅員としても余り広くない部分で、路側線が沿ってあるという状況ですので、拡幅と今おっしゃっていた、その部分について担当部長のほうから少し。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） この図面を見させていただきますと、非常に拡幅というのは、最終的には用地買収が必要でございますので、部分的な拡幅というのはなかなか厳しいかなと。まずは、道路特定財源の問題もございませけれども、やはり一貫した歩道整備が必要ではないかなという観点から考えますと、かなり厳しいのではないかなというふうには判断をいたしております。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） この路線はすべて市道ですか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 私も実はその会議にはちょっと、国土交通省の近畿地方整備局に会議で行っておりましたので。この図面を見る限りは、ほとんど市道だという判断をしております。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） この中主小学校の今の該当箇所の中で、先ほど教育部長の言われた旧中主町の公民館の六条も入っておるわけですが、ここにつきましては以前から、野田の自治会長、それから五条、六条の自治会長から、やはりあそこのカーブについては非常に見通しも悪いし危険ということで、どうするのかということで、通学路を変更するのか拡幅をするのかというようなことで、5月の連休後に各自治会から報告が上がってくるというふうに聞いておったんですが、どういう結果での報告になっているんでしょうか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 今話に上がってまいりました六条の市道の件でございますけれども、もともと事の発端は、昨年11月18日に中里と兵主の行政懇談会で、3

自治会からご出席がございましたけれども、六条、五条、野田から要望が上がってまいりました。その場で私は、まずは施工面を考慮して、あそこは実は市道がカーブであります、そして水路がございます。何とかこの水路をふたしてくださいというお話がございました、要望がございました。ボックスを入れかえるのは、かなり金銭的に金がかかりますので難しいでしょうと。ただ、ふただけでしたでしたら、歩道だけでしたら何とか考慮させていただきたいという形をご返事させていただきました。その行政懇談会の中でも、実は愛の声かけ運動のときに、市長が立たれたときに、やっぱり小学校の通学路をさざなみホールのほうへ変更したらどうかと。と言いますのは、さざなみホール、いわゆる県道の中主線の前には歩道が整備されている。また一方では、国道477号線のところも歩道整備をされているという話もございましたので。ただ、最終的には、一度今申し上げました3自治会で協議をしてくださいという形がございました。最終的には、平成23年12月20日に合同の要望が出されました。それで、1月11日に回答させていただきました。何とか予算を確保した時点で考えましょうというのが1点でございますけれども、もう一点は、今申し上げました、この水路のふたをしていただきたいという形は、実はちょうど道路のカーブのところでございますので、これ以上先はいわゆるカーブとしては地元は調整つかない、コイを飼うておられますので、六条が。それで、そのまま川沿いに行くというのは、これは非常に厳しゅうございます。必然的に、そのカーブの見通しの悪いところで、ひょっとした終わらせてもらわなくてはならないということがございましたので、かえって危険性を招くということで、現場も確認いたしました。ということで、その要望の中にも、できましたら県道野洲中主線、今申し上げましたさざなみホールの前、歩道整備をされているところ、もしくは477号線の通学路の変更をしていただけませんかということも合わせてお願いをさせていただいたところでございます。その後、先ほど何回も出ています4月23日に亀岡の事故が発生をいたしました。皆さん、やっぱり非常に関心が高い、より高くなったということでございますので、今話を聞いていますと、保護者を交えて、その3自治会で方向性を、通学路変更を今検討しておられるということでございますので、ちょっと今おかれているというような状況もございますので、近々その方向性を持って保護者を交えて検討されて、その結果を市に報告するというような状況を中間報告でいただいているところでございます。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、橋部長がお答えしましたように発端は去年の11月1日です。

私は現場に立ってまして、これでいいのかなど。立っておられる自治会長さんとかとお話をしました。そこでも意見が分かれています、「広い道、歩道を通って行って小学校へ行きたいのではないのか」と、「いやいや、それは道路交通上は安全だけれども、人がおられないので危ない」と、これでずっと来ているわけです。市としては、地域がお決めいただいたら、お金はかかるかもしれないけども道路の暗渠化も考えますよと。ただ、暗渠化すると、今度は魚を買っておられて「いや、困る」と。まさに、これは地域の合意形成の問題でして、おこなっているというよりは、市は当事者に選んでいただいた方向でまずは考えますということなんです、そこがまだ決まっていないということで、割合単純な話でして、ボールは投げております。先ほど話がありましたように、自治連合会的时候にも、私からあえてお話もしました。そして、全体の研修会等でもお話をしていますが、まだ地域の合意形成ができてないという状況でありますので、ぜひまた議員も参加いただいて方向性を出していただきたいと、安全は一刻も大事だと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） ありがとうございます。市長から非常に心強い答弁をいただきました。

今、都市建設部長からの発言の中で、六条は鯉を飼っておられるということ、確かに飼っておられますけれど、旧中主町のあの六条の公民館の隣までで、あそこからこのカーブのところ、駐在所までのところは飼ってないんですよ。だから、いわゆる川をカルバートでというのは、あそこは飼っておられないので。その辺が、ちょっと現場を見ていただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 私が申し上げましたのは、例えば通学路を、あそこにボックスカルバートでふたしたなり、ボックスカルバートを施工したとします。それで、その区間を渡っていただきます。それ以上、上は、六条はふたしてもらったら困るということですので、川に並行して歩くわけにはいきませんので、そこを渡ってもらわなければならないということで、さらに危険が増すのではないかとということで、そこら辺でボールを投げ返したと。かえって施工して危険になってもうたら、かえって金を投資して危険な目に合わすということは、これは我々も非常にあれでございますので、そこら辺を踏まえまして、何とか通学路の変更も踏まえて地元で合意形成をお願いしたいという形で考えて、そのような

形で今ボールを投げ返していただいたというふうにご理解を賜りたいなと思っております。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） わかりました。ぜひ、ひとつ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。通学路には、やはり信号機の設置や歩道の整備などハード面の対策とともに、行政、学校、地域、家庭、警察などが連携して、事故を無くすための取り組みを幅広く展開していく必要があるかと考えますが、この辺について所見を伺います。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 事故を無くすための関係機関が連携したソフト面の取り組みにつきましては、交通安全思想の徹底普及を図ることが肝要であると考えております。そのためには、各交通安全運動期間中における関係機関と連携した交通安全啓発や、交通指導員による立ち番、あるいは地域での危険箇所での立ち番などを継続してまいります。また、交通安全教室の開催によりまして、自治会、高齢者、学校、保育園、幼稚園児に対しまして、交通安全意識の徹底に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） やはり交通弱者と言われる子どもだとか高齢者を交通災害から守っていくには、地域の皆さんの協力もぜひとも必要なわけですが、さしあたり、こういった、例えば登校時間帯の立ち当番等についても、自治会の役員さん等にも協力を要請して、協力してもらう必要があるかと思うんですけど。

これは自分の在所を例に挙げて申しわけないんですけど、西河原では、ちょうどあそこは他の字からの通学路の通過地点になっていきますので、もう10年前から自治会役員等が当番で横断歩道には立つようにしておるわけですが、こういったことで、やはり先ほど申しました地域のそういった自治会の協力も欠かせないんじゃないかと思いますが、こういったことについて、自治会へのそういった協力要請も今後されていくのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 現在、通学路での立ち番につきましては、今奥村議員がおっしゃいましたように、自治会の役員さん、あるいは老人クラブの役員さん、あるいはPTAの方が自発的に立ち番等に取り組んでいただいております。自治会役員に直接、強制的にはなかなか立ち番をせいということは難しいと思いますが、一度また自

治連合会の役員会等で、地域の安心・安全を守るためにどういった取り組みができないかというようなことは協議してまいりたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） わかりました。

それでは、次に移らせていただきます。栗東市では、通学路に「通学路につき最徐行」、「通学路注意」、横断歩道の約50メートル前には「学童横断注意」の大きな看板が設置されております。これは後でちょっと映しますけれど、こういったことで、運転者への注意を喚起する対策がとられておりますけれど、本市に起きましてもこういった啓発看板の設置について検討してみてもどうかと思います。

これは栗東市で出されております3種類の看板、ちょっと映しますので。これが「通学路注意」ということで、非常に、こういった大きな看板が出ております。これも、この歩道の植樹帯のところに立てておられます。それと、これは「通学路につき最徐行」ということで、こういった看板も立てておられます。それと、先ほど申しました横断歩道の50メートル手前には「学童横断注意」と、こういった啓発看板も栗東市では出しておられるわけでありまして。こういったことで、やはり運転者に対する啓発として、こういう看板の効果があるかと存じますが、本市として、この辺は検討されるんでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 啓発看板につきましては、ドライバーへの注意喚起ということで、これまでも一定の効果があったものかと思っておりますし、啓発旗とか街頭啓発ということで、あらゆる形でドライバーへの注意喚起を図ってきたということでございますが。最近では、市自らが看板を立てるとするのは余りしておらなくて、地域の方でいろいろと考えていただいて自主的な看板を設置いただくというのがいろいろといいのかなという思いはしておりますけれども、市として積極的に設置するというのは特に考えてはおらないということで、それよりはドライバーの安全意識の高揚というのか、交通ルールを守るという部分で、さらなる啓発推進ということが大事であろうと考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 教育部長のお答えに少し追加をいたします。

看板については、私も否定はいたしませんけれども、いろんな考え方があります。私も個人的には、外国を車で走るの好きでしたので、かなり走っているつもりですけども、

基本的にはやはり人を見れば減速をする、狭い道では減速をする、これが国際ルールなんですけど、日本は標識がなければ突っ走る、標識がなければ人を見てもけちらかしていくと。これ全く逆のルールで、携帯電話がガラパゴスと言われてはいますが、交通ルール結構日本は特殊です。最近、県警もようやく気がつきまして、先般も交通部長は親しいので行ってきましたら、やはり日本のやり方では限界があると、信号機をつけたり幾らやっても解決はしないと、やはり運転者のマナーですと。先般も守山市の交通係長も、心のセーフティー、何回も言ってくれてましたけども。もちろんそれだけでは解決はできませんが、看板よりはやはり人を見ればという、ここのルールの徹底が重要かなと思っています。

それと、従来から奥村議員は、私が就任したときから、早く景観条例を制定してくださいとおっしゃってました。私も個人的にそう思いますけど、先般も何か、外国人がいいとは思いませんけど、テレビ番組で外国人を集めて議論したときに、日本は意味のない看板が多すぎる、意味のないアナウンスが多すぎるということが言われていました。むやみに安全の看板を立てることは景観上問題ですし、マンネリをしてしまっただけで見ない。逆にいえば、そこに注意喚起をされます。いつも見ている人はわかりきっているから見ない、初めて来た人は何かかなと思って目をそらす。できるだけ中心を見ておくとだめなんですけど、看板があるとそこへ目が行きます。逆に、人よりも看板に行くと。そういうことがありますので、看板の役割は否定しませんが、看板を立てたら済むというものではないという議論の中で、先ほどの教育部長の答弁になっているということなので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 今、市長から答弁いただきました。よくわかるわけでありませうけど、やはり自治会やPTA等でこういった啓発看板というのも出しておられるところもございませう。これをちょっと見ていただきたいんですけど、これは随分以前に立てられたものだと思いますけど、七間場で、三上の小学校、三上の中学校のPTA、それと交通安全協会だとか教育委員会の連名で相当前に立てられたと思います。

それともう一つ、これも三上学区では、こういった「学童横断注意」とかいうようなことで、あちこちこういった看板を、これは三上のPTAの方が立てておられるわけですが。現に、こういったことで自己防衛といいますか、地域でこういったことも積極的にやっていたところもございませう。

これは、先ほど話が出てました小比江の下のところに2週間前にこの看板が出たんです。



これも「中主小学校PTA」と下にマジックで書いてますので、どこが出されたのか聞いてみましたら、小比江のPTAの前会長が今回の亀岡での事故で、やはりここは地下道はありますけれど、先ほどの小比江の通学路も非常に狭いので啓発看板を出したと。これはPTAでつくられたのか聞いてみましたら、これは生活安全課から自治会長が2本もらっておったと、PTAで管理するというでもらったと。これは生活安全課に聞いてみましたら、守山署の交通安全連絡協議会のほうで随分以前につくっておられたのが若干守山署にあったので、生活安全課の職員がもらってきて渡されたということがわかったわけですが。先ほど見ていただきました栗東市なんかと比べましたら、黄バックで黒文字と赤文字ですから非常によくわかるわけです。先ほど市長も言われた景観等の問題もありますから、むやみやたらにあちこち看板というのは出すべきものじゃないかもわかりませんが、やはり危険だと思われる要所には、それに応じて地域の自治会あるいはPTAでこういった協力をしてもらって立てて、またその管理も、それぞれのPTAなり自治会で管理もしていただくというようなことで、そういう取り組みが必要かと思えますけれど、いかがお考えでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） ありがとうございます。

夏休み前、当然、子どもたちの安全な過ごし方という中で、地区別懇談会等も例年開催をされるということですので、交通安全も含めて、一定地域の中で交通、また犯罪、そういうものは防ぐという視点の中で、そういう部分も話を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） これもPTAの役員さんからの最近話を聞いて、どないなってるのやということですが。昨年の6月ぐらいに、オムロンの草津事業所から生涯学習課のほうに來られて、交通安全の啓発看板で飛び出し坊やの看板を寄贈したいという申し出があって、早速PTA会長の会合において、各小学校のPTAで必要数を集約して報告するよというということで報告したんだけど、一向に何の音沙汰もないと、こういう事故が多発しているときでもあり、もしオムロンからいただけるならば早くいただきたいと、どうなっているのかという質問がありました。この件について、おわかりでしたらお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 昨年ということで私も1年目におったんですが、生涯学習課からこのような看板の話というのは聞いておらなかったということで、ちょっとオムロンさんから生涯学習課というラインがもう少しちょっとわからないんですが、少なくとも学校教育課も知らなかったということですので、あと少し生涯学習課に確認はさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） P T Aの当時の会長さんの話ですと、生涯学習課の係の方からだけじゃなくて、生活安全課の職員さんもそのときに同席しておられて、同じようにこの件については知っておられるということではありますが。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 私も昨年度から市民部のほうにいますが、そういった話は全く聞いてないので、事実関係はまた確認させていただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） ぜひ事実確認していただいて、また後日報告をお願いしたいと思います。

次に移ります。本市も今一度、通学路を中心に、やはり子ども、高齢者、障害者を守る目線で生活道路の安全性の総点検を必要と考えますけれど、この辺についてお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 生活道路等の危険箇所につきましては、随時安全パトロールを行っておるところでございます。また、自治会要望あるいは行政懇談会、市長への手紙等で市民の皆様からも危険箇所についてのご意見、ご要望をいただいております。その都度、現地確認をさせていただきます。その結果を踏まえまして、各管理者と協議あるいは要望等を行っておるところでございます。今後におきましても、通学路、生活道路等を中心に、青色回転灯を回しながら通学路の防犯パトロールの実施と安全点検のほうに努めてまいります。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） ぜひ、ひとつよろしくお願いしたいと思います。そこで、今、話の中にありました、通学路を中心とした青パトのパトロール、この青パトにつきまして、今後やはり子どもの通学路の安全という点からして、増車される計画はあるのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 青パトの増車の関係ですが、現在市のほうでは1台所有しておりまして、それで点検を行っております。今年度は当然予算を見ておりませんので、今年度計画では持っておらないんですが、今後の必要性も含めまして前向きに増車のほうは検討していきたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） わかりました。ぜひお願いいたします。

次に移ります。今回いろいろとこういった通学路の安全点検をしていただいたわけですが、本市がやはり実施すべきもの、あるいは県に要望するもの、あるいは公安委員会に要望するもの、それぞれあったと思いますけれど、こういったものは当然整理されておることと思いますが、既に県だとか公安委員会への要望書はそれぞれ提出されたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 点検部分の今後の対策というのはこれからだと申し上げたんですが、毎年6月上旬に生活安全課が守山署、公安委員会に要望を出しておるという中で、今回確認をいたしました3カ所、信号機を設置して欲しいと。どうしても交通量が多い、子どもたちが横断するのに危険だということで、3カ所の信号機の要望をしているということですが、お聞きのようになかなか信号機設置というのが厳しい状況にはありますが、3カ所ということでございます。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 県道等で、やはり整備をしてもらうべき交通安全対策としてあったかと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 済みません、もう一度質問をお願いできますか。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 県道等で、県道で通学路になっているところ等があった場合、いろいろな安全施策については、これは県のほうで実施すべきものでありますので、こういった要望は今回の調査の中であったのか。その場合、既に県のほうには要望書は提出いただいたのかどうか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） はい、済みません。

5月の関係会議の中で、道路河川課と国、県、両方担当が来ていただいて、それぞれこういう箇所だというのは知っていただいたということで、それぞれの動きについてはまたちょっと、教育委員会では把握しておらないということでございますけれども。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 当然、その会議において出された県の要望に対しましては県を通じて要望させていただきました。ただ、県のその結果につきましては現在確認している最中ですので、後ほどまた確認して、ご報告させていただきたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） わかりました。

それでは、最後の10点目の質問をさせていただきます。埼玉県のさいたま市では、この事故発生後、通学路の安全対策としまして、車道の幅員を狭めて、白線を引き直し、路側帯を広げる対策がとられたことがテレビで報道されました。京都府も、新聞紙上でもご覧いただいたと思いますが、歩道の基準を独自に定めて安全に通行できる歩道幅を確保していく方針が出されまして、この6月の府議会で条例を提出されるというふうに聞いておるわけですが、本紙が管理する市道につきましても、こういった対策が市道によっては必要かと存じますが、この辺についていかがお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 市道の安全対策基準について、お答えをさせていただきます。

昨年度より、第2次地域主権改革一括法の施行に伴いまして道路法が改正をされまして、道路構造令で定める基準を参酌して都道府県道や市町村道の構造基準は道路管理者である地方公共団体の条例で定めることになりまして、今年度内での条例化を予定しているところでございます。しかしながら、市独自の構造基準については技術的なノウハウを有しておりませんので、滋賀県の整備状況や近隣市との調整等により進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） そういったことで、本市においてもこういった条例化を予定されるということでございますけれど、市道における通学路の有効幅ですけれど、ずっとあち

こちら見ますと50センチないところもあるんですね。この50センチのうち、側溝のふたが40センチ、白線から側溝までが10センチと、全部で50センチという非常に狭いところが随分あります。これは市道ですけど、こういったところの改善が必要かと思えますけれども、場合によってはやはり白線を引き直してさいたま市のような対策も必要かと思えますけれども、こういった本市としての条例化をして道路管理をしていく上において、通学路としての有効幅は、どれぐらいの幅が子どもの通学路としての有効幅と考えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 有効幅、有効幅員という概念は、通学路としての有効幅員というのではないわけですね。いわゆる道路としての有効幅員か、歩道としての有効幅員かという形になると思います。今、先ほど議員からお話がありました京都府の例もございませぬけれども、有効幅員という形がちょっと今変わってまいりました。今、フラット形式で行きますと、縁石を含めて2メートル50なり3メートルという形で定めておりますけれども、有効幅員、いわゆる縁石の部分を除いた有効幅員という概念でこれからは進んでいく、2メートル50と言いながら縁石も含んでいますので、特にフラットのほうは、これはだめだということになりますので。だから、その20センチを引いた、2メートル50でしたら2メートル30が有効幅員、歩道として利用ができるという形になってこよやかなと思います。その幅員、いわゆる通学路としての幅員は、幅はどれぐらいが適切であるかというお話でございませぬけれども、一概にこれは申し上げられませぬけれども、今基準の中で最低は2メートルでございませぬので。ただ、先ほど申しました有効幅員が2メートルでございませぬので、フラットの場合は1メートル80、かろうじて人が触れ合う幅員も含めまして、それぐらいが最低限の幅員としては考えられるのかなという形を考えております。

○議長（田中良隆君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） ありがとうございます。ぜひ通学路の安全対策につきましては大変大事なことでありますので積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（田中良隆君） お諮りをいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議はございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明15日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会をいたします。(午後 4時12分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年 6月14日

野洲市議会議長            田 中 良 隆

署 名 議 員            梶 山 幾 世

署 名 議 員            井 狩 辰 也

